

富士河口湖町下水道事業経営戦略

報 告 書



令和4年3月

富士河口湖町 水道課

OEC オリジナル設計株式会社

目次

第1章 経営戦略策定の基本的事項.....	1
1-1. 「経営戦略」策定の趣旨.....	1
1-2. 策定の基本的な考え方.....	1
1-3. 経営戦略の位置づけ.....	1
1-4. 計画の期間.....	2
1-5. 策定フロー.....	2
第2章 下水道事業の現状と課題.....	3
2-1. 富士河口湖町下水道事業の概要.....	3
2-2. 富士河口湖町下水道事業の沿革.....	7
2-3. 下水道事業の現状.....	8
第3章 経営の基本方針.....	17
3-1. 公共下水道の整備.....	17
3-2. 水洗化の普及・促進.....	17
3-3. 経営の統合.....	17
3-4. 財政運営.....	17
第4章 効率化・経営健全化の取組み.....	18
4-1. 経営基盤の強化.....	18
4-2. 投資の合理化.....	20
4-3. 防災・安全対策.....	20
第5章 設備投資の考え方.....	22
5-1. 新規整備事業（管渠）.....	22
5-2. 老朽化対策事業.....	22
5-3. その他.....	24

5-4. 投資以外の経費の試算基準	26
5-5. 地方債償還計画の試算基準	27
第6章 財源の考え方	28
6-1. 必要な財源の確保について	28
6-2. 財源の基本的事項	28
6-3. 財源試算の前提条件	30
6-4. 財源試算	35
第7章 投資・財政計画	61
7-1. 公共の投資・財政計画	61
7-2. 精進特環の投資・財政計画	63
第8章 経営戦略の進捗管理	65
8-1. モニタリングとローリング	65
8-2. PDCA サイクル	65



TOWN OF FUJIKAWAGUCHIKO

第1章 経営戦略策定の基本的事項

1-1. 「経営戦略」策定の趣旨

富士河口湖町の下水道事業は、昭和53年度に旧河口湖町、昭和58年度に旧足和田村と旧勝山村、平成7年に旧上九一色村が建設に着手し、公共用水域の水質保全と生活環境の改善をめざして、下水道整備に取り組んできたところです。

その一方で、工事着手から約40年が経過しており、施設の劣化や老朽化が進行し、施設の改築・更新が必要になってきている状況です。これは、「建設の時代」から「維持管理の時代」に移行したことを示しており、今後は改築・更新・維持管理の増加が想定されます。そのため、より一層の「下水道事業の経営基盤の強化と重点的・効率的事業の実施」が求められています。

このような背景を受け、経営戦略の策定に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより、収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めていく必要があります。

こうしたことから、総務省が取りまとめた「経営戦略策定ガイドライン」に基づき「富士河口湖町下水道事業経営戦略」を策定します。

なお、本経営戦略で示している「下水道事業」とは、富士河口湖町に既存する公共下水道事業及び精進特定環境保全公共下水道事業の2事業をあわせたものをいいます。

1-2. 策定の基本的な考え方

経営戦略とは、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測方法、経営健全化及び財源確保の具体的方策並びに事業の特性を踏まえた策定上の留意点等を示すことにより、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化を図ることを目的としたものをいいます。

1-3. 経営戦略の位置づけ

総務省から「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」（平成26年3月）、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月）、「公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書」（平成27年3月）が公表され、施設の老朽化や人口減少に対応し、より計画的・効率的な経営を行うための「経営戦略」を策定することが求められています。

また、今回の計画策定に当たっては、「富士河口湖町循環型社会形成推進地域計画」（平成26年3月）、「富士河口湖町汚水処理施設整備構想」（平成28年3月）、山梨県が策定しました「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」（平成29年3月）等と整合を図っています。

1-4. 計画の期間

経営戦略で求められている計画期間は 10 年以上を基本としていることから、令和 4 年度から令和 13 年度までとします。

1-5. 策定フロー

経営戦略の策定フローを図 1.1 に示します。

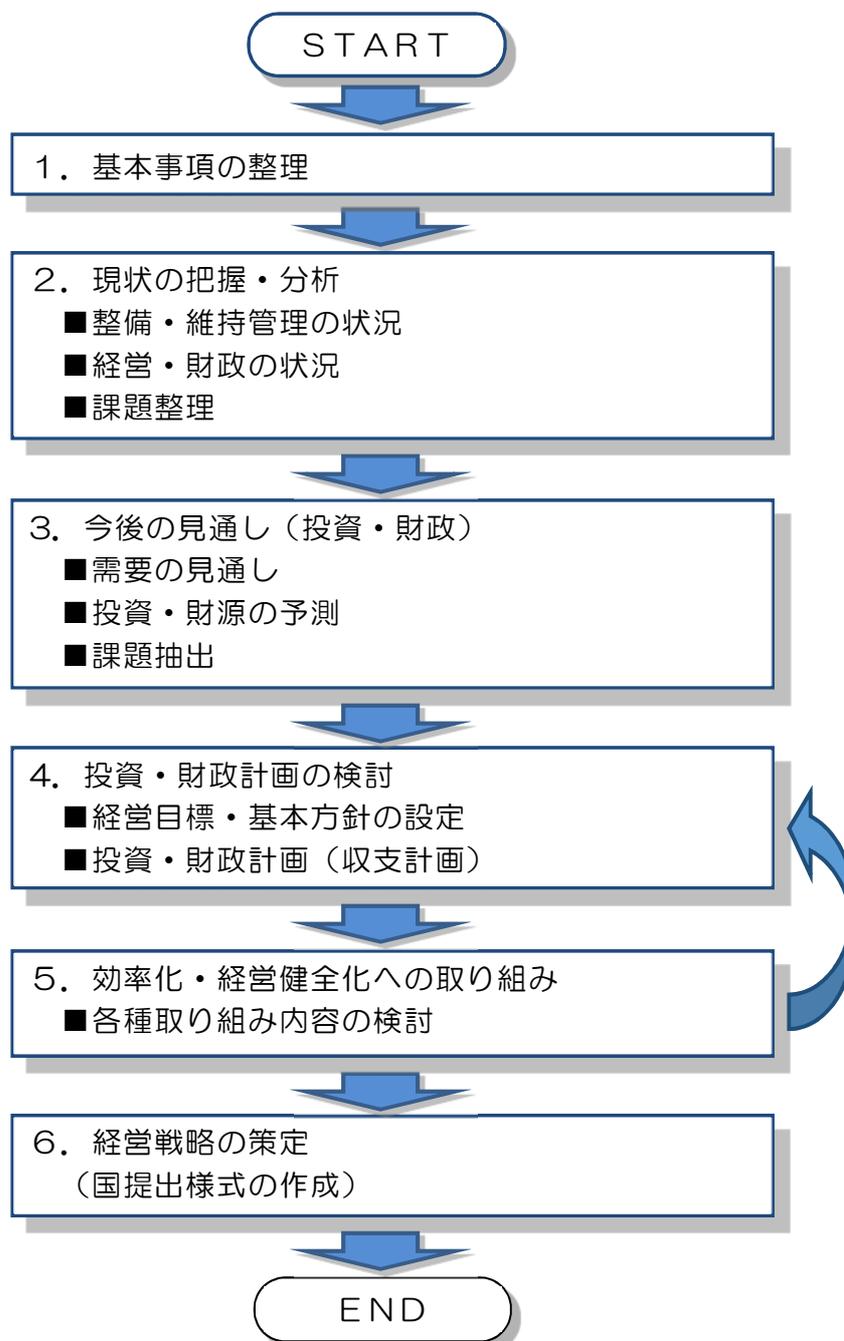


図 1.1 経営戦略策定フロー

第2章 下水道事業の現状と課題

2-1. 富士河口湖町下水道事業の概要

富士河口湖の旧4町村は、昭和53年度に旧河口湖町が、昭和58年度に旧足和田村と旧勝山村、平成7年に旧上九一色村が下水道事業に着手しています。

平成15年11月に河口湖町、足和田村、勝山村の3町村が合併し富士河口湖町となり、平成18年3月上九一色村の南部（大字精進・本栖・富士ヶ嶺）を編入し、現在の富士河口湖町となりました。相模川上流の桂川流域へ接続する富士北麓流域関連の「富士河口湖公共下水道」として下水道事業を進めています。

富士北麓流域下水道は山梨県の南東部に位置し、桂川の水質汚濁の防止を図るため計画され、富士吉田市、忍野村、山中湖村、富士河口湖町の4町村を対象としています。本町の主要な施設は表2.1のとおりです。また、事業認可の下水道計画一般図及び構想図により、下水道区域の範囲を示します（図2.1～2.3）。

表 2.1 富士河口湖町下水道の主要な施設

	公共下水道 (流域関連)	精進特定環境保全 公共下水道 (単独)	合計
管路整備延長	約 171km	約 7km	約 178km
マンホールポンプ場	13 箇所	6 箇所	19 箇所
ポンプ場	—	—	0 箇所
処理場	—	1 箇所	1 箇所

※上記の他、汚水処理施設として本栖コミュニティ・プラントがありますが、本経営戦略対象外のため除外しています。

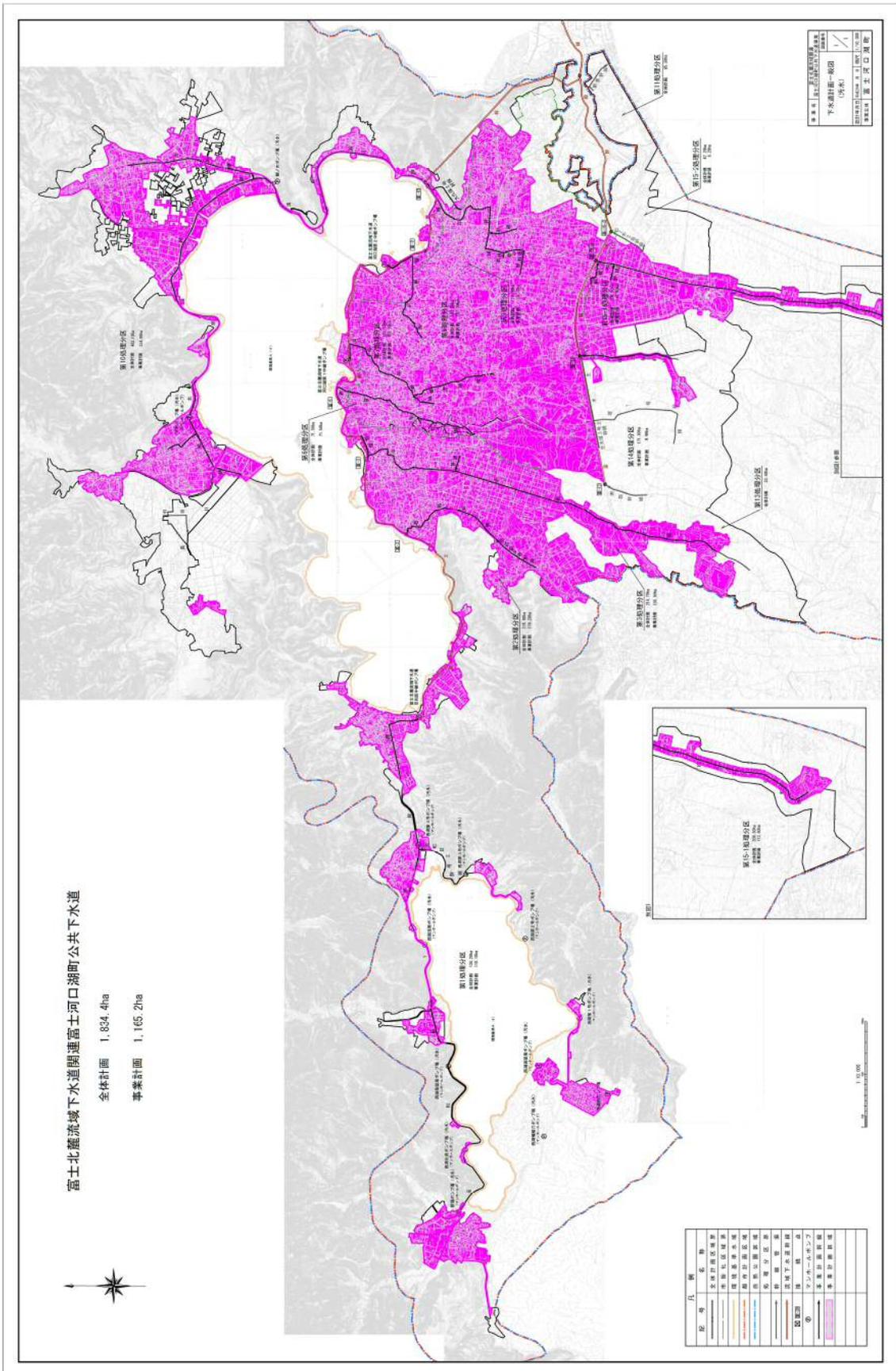


图 2.1 富士河口湖町公共下水道 計画一般図（污水）＜河口湖・西湖＞

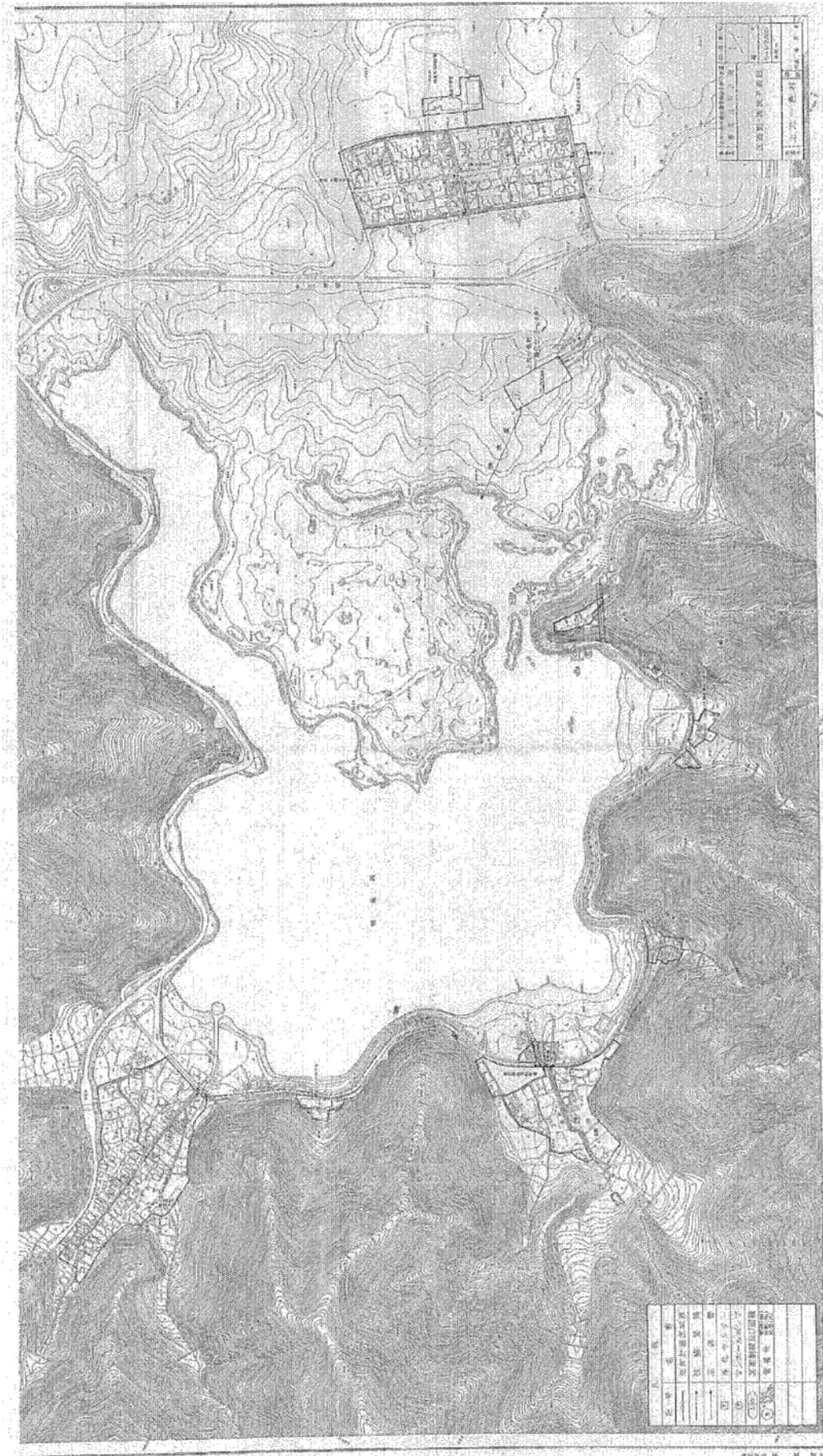


図 2.2 富士河口湖町公共下水道 計画一般図 (汚水) <精進湖>

2-2. 富士河口湖町下水道事業の沿革

富士河口湖町下水道事業の沿革を表 2.2 に示します。

表 2.2 富士河口湖町下水道事業の沿革

時 期	内 容
昭和 52 年 2 月	下水道事業計画策定
昭和 53 年度	旧河口湖町が工事に着手
昭和 58 年度	旧足和田村が工事に着手
昭和 58 年度	旧勝山村が工事に着手
昭和 61 年 7 月	一部供用開始
平成 7 年度	旧上九一色村が工事に着手
平成 15 年 11 月	旧河口湖町・旧足和田町・旧勝山村の合併により富士河口湖町が誕生
平成 18 年 3 月	旧上九一色村が合併

2-3. 下水道事業の現状

(1) 公共下水道と特定環境保全公共下水道

公共下水道は、主として市街地における下水を排除、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。本町の公共下水道事業（以下「公共」といいます。）は終末処理場を有する富士北麓流域下水道に接続する流域関連公共下水道事業です。

特定環境保全公共下水道は、公共下水道のうち、主として市街化区域以外で設置される下水道です。自然公園区域内の水質保全及び農山漁村の生活環境改善を図るための下水道で処理対象人口が10,000人以下の小規模事業です。本町では精進地区特定環境保全公共下水道事業（以下「精進特環」といいます。）が該当します。

(2) 下水道の普及状況

本町の下水道事業は昭和53年度の事業着手以来、普及促進に努め令和3年3月31日現在、下水道処理人口普及率は77.5%（下水道利用人口／総人口）という状況であり、全国平均では79.7%で、山梨県平均は、66.6%となっています。

下水道へ未接続となっている世帯があり、特に単独浄化槽により汚水処理を行っている場合については、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ流出している現状があります。これらの世帯については、町民の生活環境の改善や公共用水域のさらなる水質改善の観点から、未接続世帯に対して継続的な接続促進に向けた啓発に努めているところです。



出典：決算統計書

図 2.4 下水道処理人口普及率の推移

(3) 老朽化の状況

本町の下水道事業の施設は、古い管路では、布設後約 40 年を経過しているものがあります。普及促進により多くの管路は短期間に集中して整備を行ったこともあり、標準的な耐用年数 50 年を迎える施設が今後増え、年を経るにつれて劣化が進み、施設を維持管理する費用の増大が見込まれます。

そのようななか、良質な下水道サービスを持続的に提供するためには、下水道ストックを適正に管理し、状態を客観的に把握・評価を行うストックマネジメント手法を導入し、維持管理、改築・修繕を一体的に捉え下水道施設を計画的・効率的に維持管理する必要があります。

(4) 組織・職員の状況

本町の下水道事業の組織は、水道課下水道係において執務を行っており、下水道事業専従職員として現在 4 名が在籍しています。

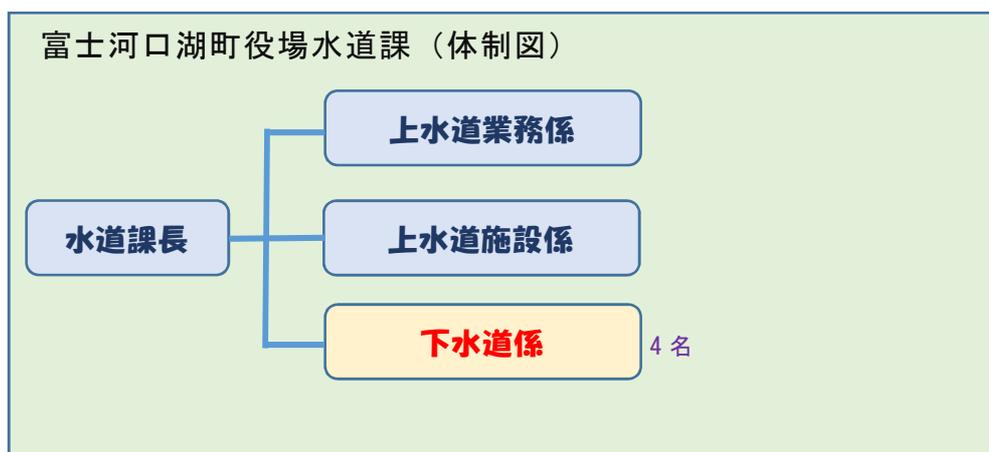
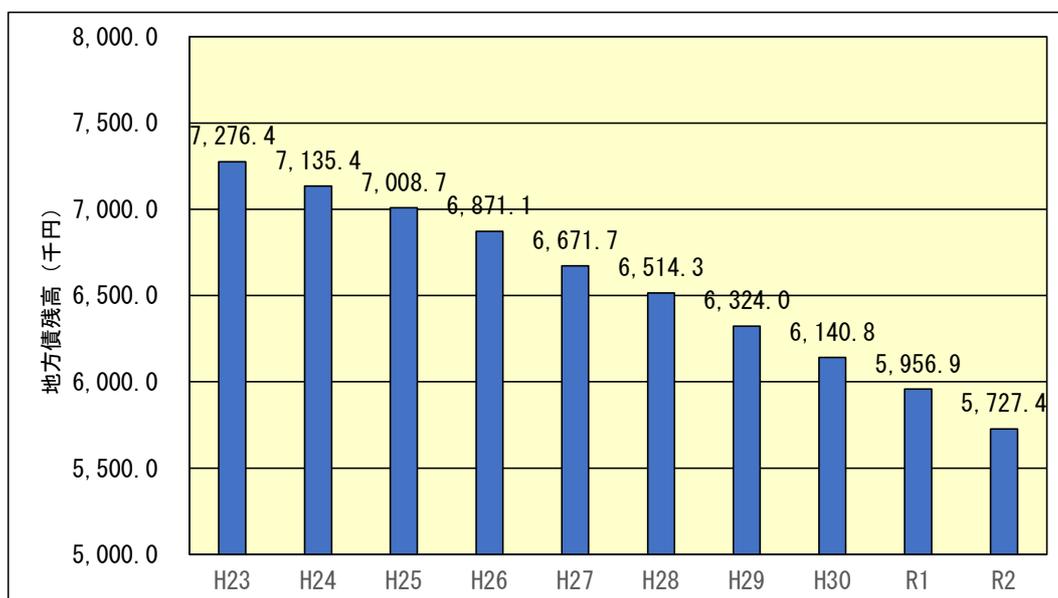


図 2.5 下水道事業の組織体制

(5) 経営の状況

ア 地方債の残高

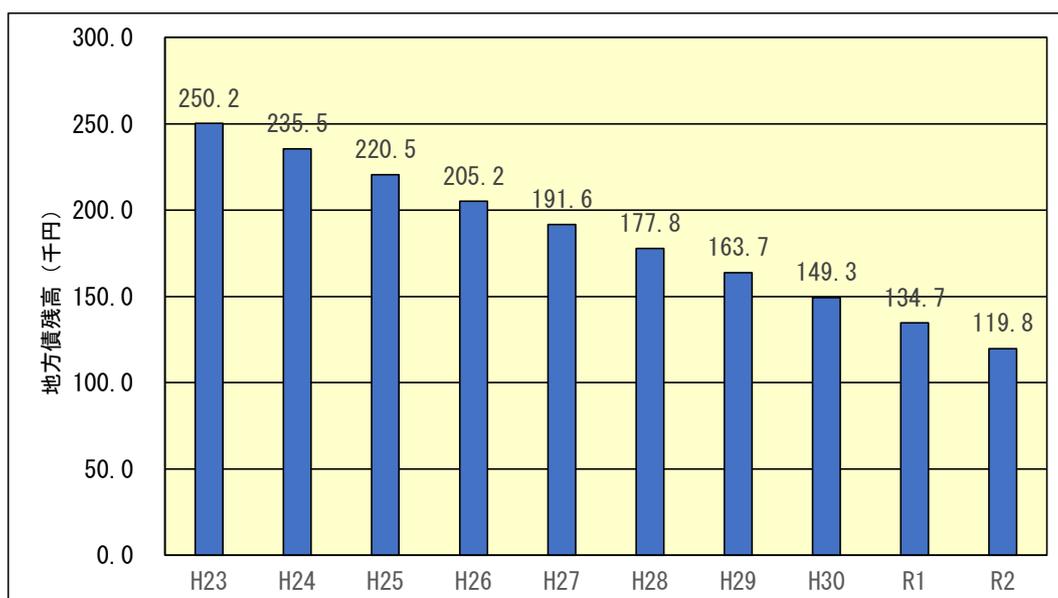
公共の地方債残高は、新規借入額を抑制することにより近年では減少傾向にあります。



出典：決算統計書

図 2.6 (公共) 地方債残高 (千円)

精進特環の地方債残高は新規借入を行っていないため、公共下水道と同様に減少傾向にあります。

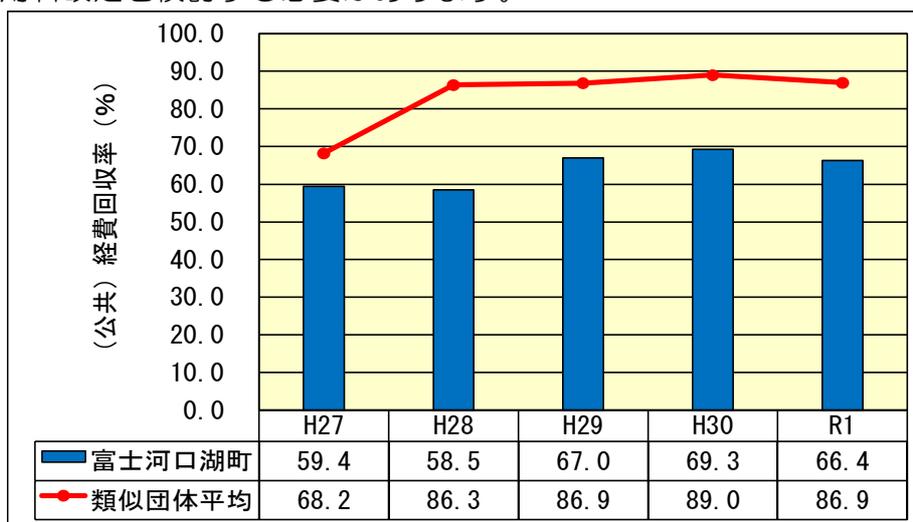


出典：決算統計書

図 2.7 (精進特環) 地方債残高 (千円)

イ 経費回収率

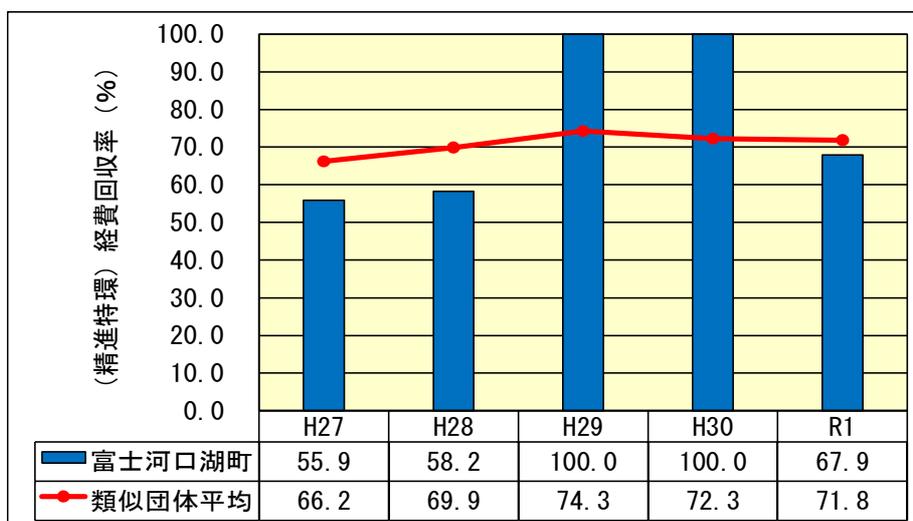
「経費回収率」とは、下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。公共の「経費回収率」は令和元年度時点で66.38%です。本来使用料に求めるべき経費（公費負担分を除いた額）のうち、7割弱しか回収できていない状況であり、残りの3割強は基準外繰入金に依存していることを表しています。類似団体と比較しても大きく下回っている状況であるため、経費を見直すとともに下水道使用料改定を検討する必要があります。



出典：総務省「R1 経営比較分析表」

図 2.8 (公共) 経費回収率 (%)

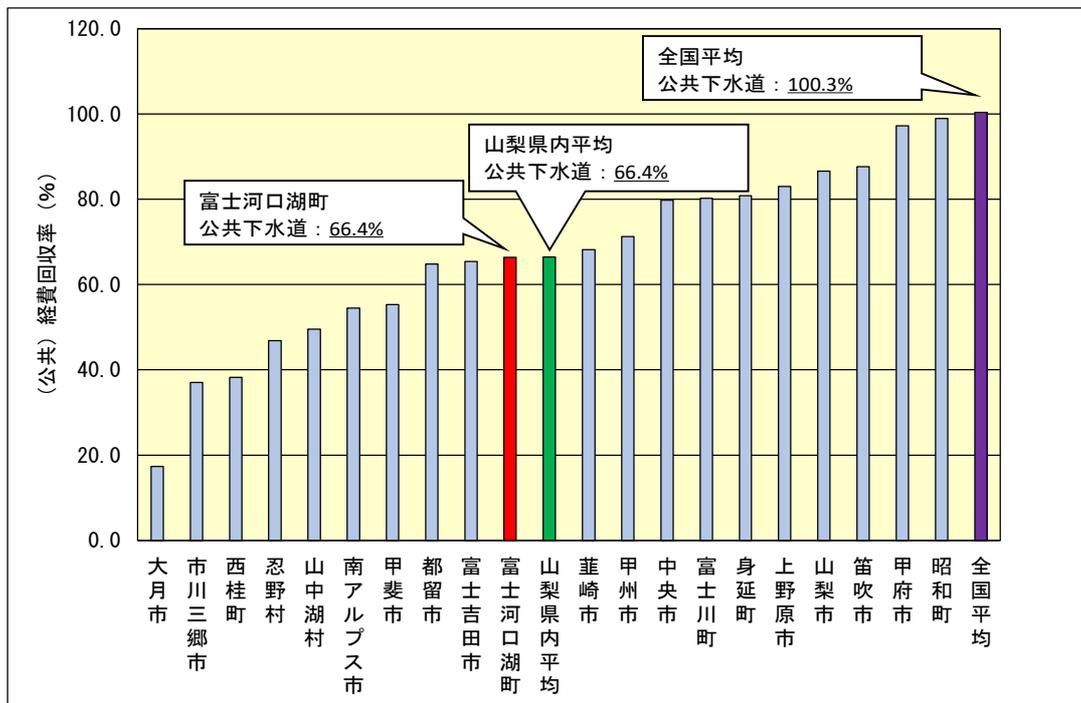
精進特環の「経費回収率」は令和元年度時点で67.91%です。平成30年度から令和元年度に大きく減少した要因としては、浄化センターの更新工事があったためです。そのため、依然として低い水準にあり、公共と同様使用料改定による財政基盤の強化が求められます。



出典：総務省「R1 経営比較分析表」

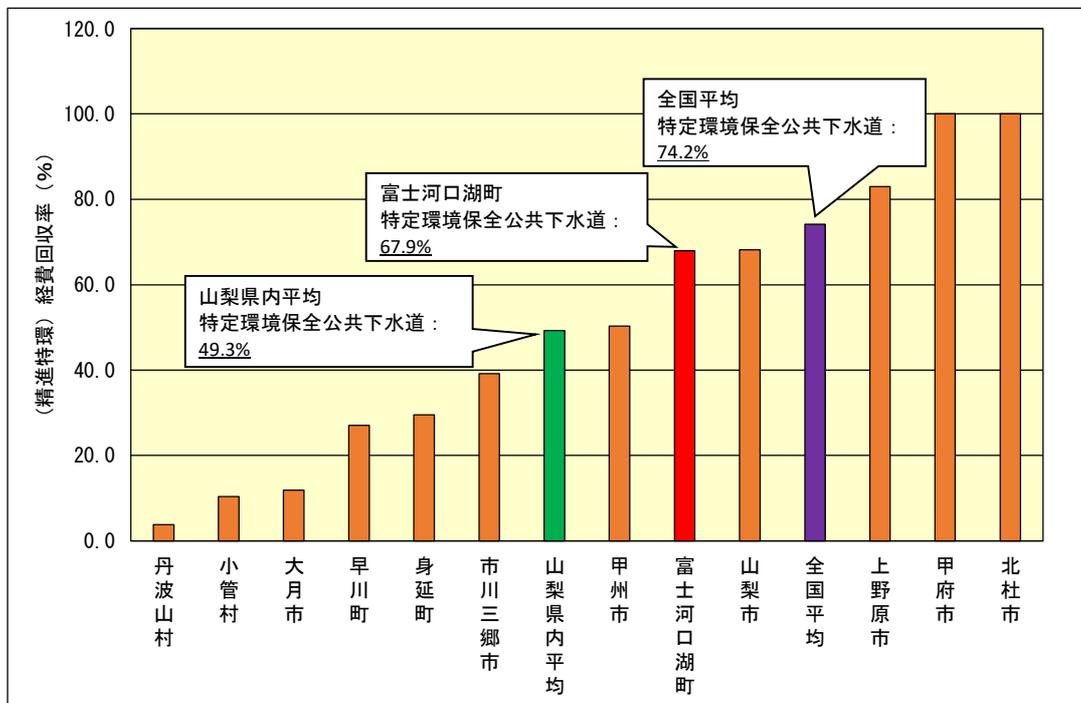
図 2.9 (精進特環) 経費回収率 (%)

参考として、令和元年度の富士河口湖町及び山梨県内市町村、全国平均の経費回収率を図 2.10 及び図 2.11 に示します。本町は、山梨県内平均と概ね同程度となっていますが全国平均と比べると低い水準となっています。



出典：総務省「R1 企業年鑑」

図 2.10 (公共) 経費回収率の比較 (%)

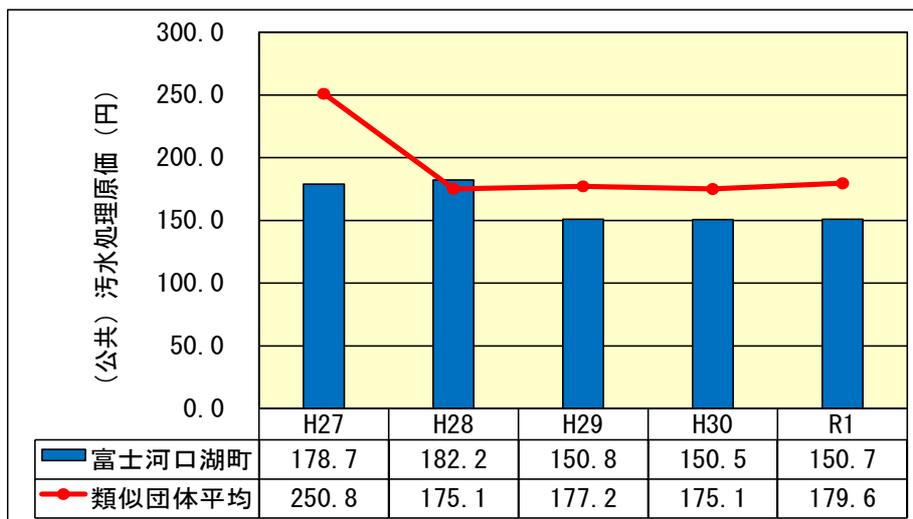


出典：総務省「R1 企業年鑑」

図 2.11 (精進特環) 経費回収率の比較 (%)

ウ 汚水処理原価

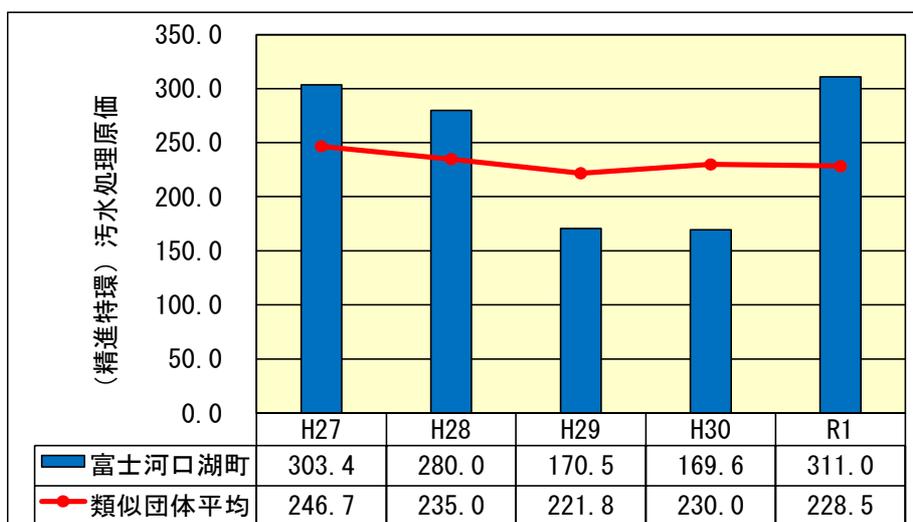
「汚水処理原価」とは、有収水量 1 m³ あたりの汚水処理に要した費用（維持管理費及び地方債元利償還費）を表した指標であり、汚水処理に係るコスト体質を表します。公共の「汚水処理原価」は令和元年度時点で 150.74 円です。終末処理場を持たない流域関連公共下水道であることから、著しい高コスト体質ではありませんが、将来的には流域下水道の維持管理負担金の値上げが見込まれること、当面の間は地方債元利償還費の低減が困難である点を考慮し、当該数値改善のためにはさらなる維持管理費縮減努力が必要であると考えます。



出典：総務省「R1 経営比較分析表」

図 2.12 （公共）汚水処理原価（円）

精進特環の「汚水処理原価」は令和元年度時点で 310.99 円です。小規模な事業のため、年度毎に大きく変動している状況です。今後は地方債元利償還費の減少により改善が見込まれますが、公共と異なり、処理場を有することにより高コスト体質であるといえます。



出典：総務省「R1 経営比較分析表」

図 2.13 （精進特環）汚水処理原価（円）

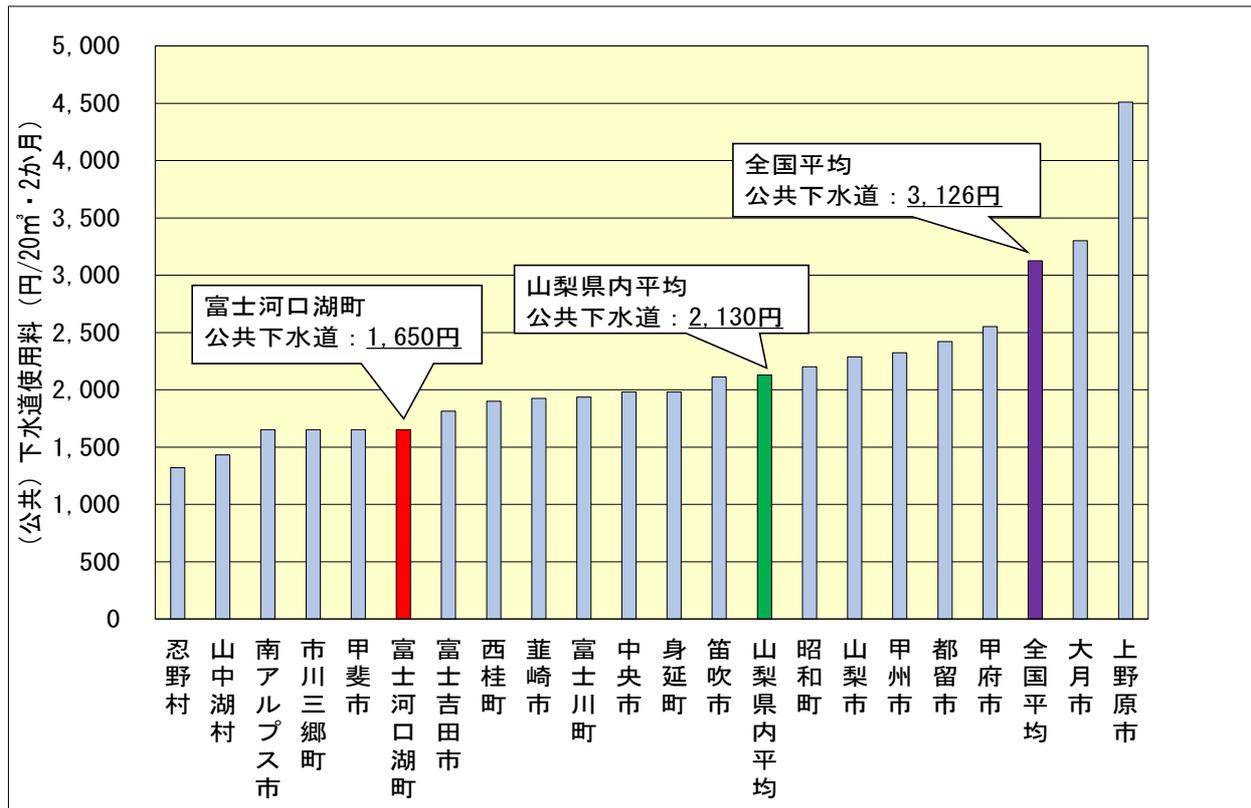
(6) 下水道使用料の状況

本町の下水道使用料の状況は表 2.3 のとおりです。また、山梨県内の下水道使用料（円/20m³）については図 2.14 及び図 2.15 のとおりとなっています。公共については山梨県平均よりも低い水準となっており、精進特環については山梨県平均を大きく上回っている状況です。

表 2.3 下水道使用料料金表（税抜）

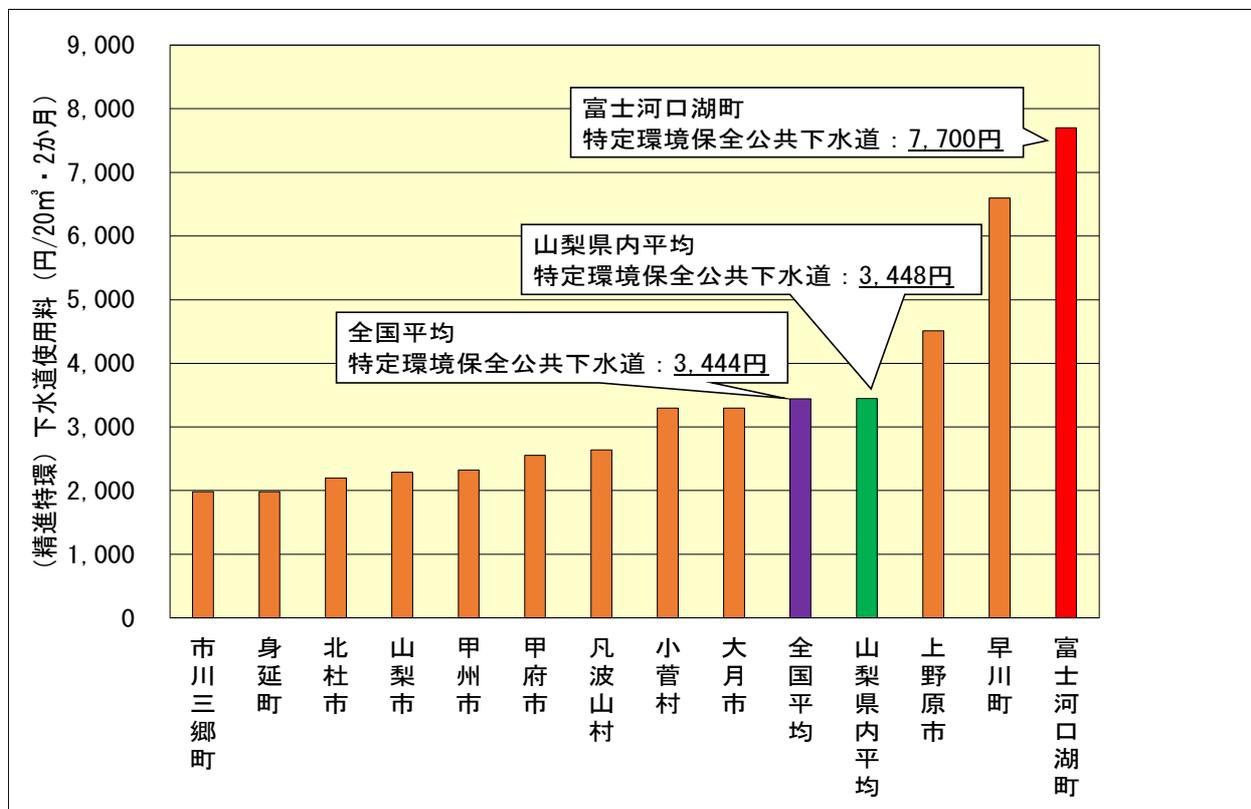
区域	汚水の種類	汚水量	料金
公共	一般用	～20m ³	2 箇月につき(基本料金) 1,500 円
		21～100m ³	1 m ³ につき85円
		101～200m ³	1 m ³ につき95円
		201～1,000m ³	1 m ³ につき100円
		1,001m ³ ～	1 m ³ につき110円
	臨時用	1m ³ につき220円	
精進特環	一般家庭用	～60m ³	2 箇月につき(基本料金) 7,000 円
		61m ³ ～	1 m ³ につき80円
	営業店舗・事業所用	～140m ³ の契約者	2 箇月につき(基本料金) 13,000 円
		141m ³ ～	1 m ³ につき80円
		～240m ³ の契約者	2 箇月につき(基本料金) 20,000 円
		241m ³ ～	1 m ³ につき80円
		～660m ³ の契約者	2 箇月につき(基本料金) 48,000 円
661m ³ ～	1 m ³ につき80円		

出典：富士河口湖町 下水道使用料金一覧表



出典：総務省「R1 地方公営企業年鑑」

図 2.14 (公共) 下水道使用料の比較 (円)



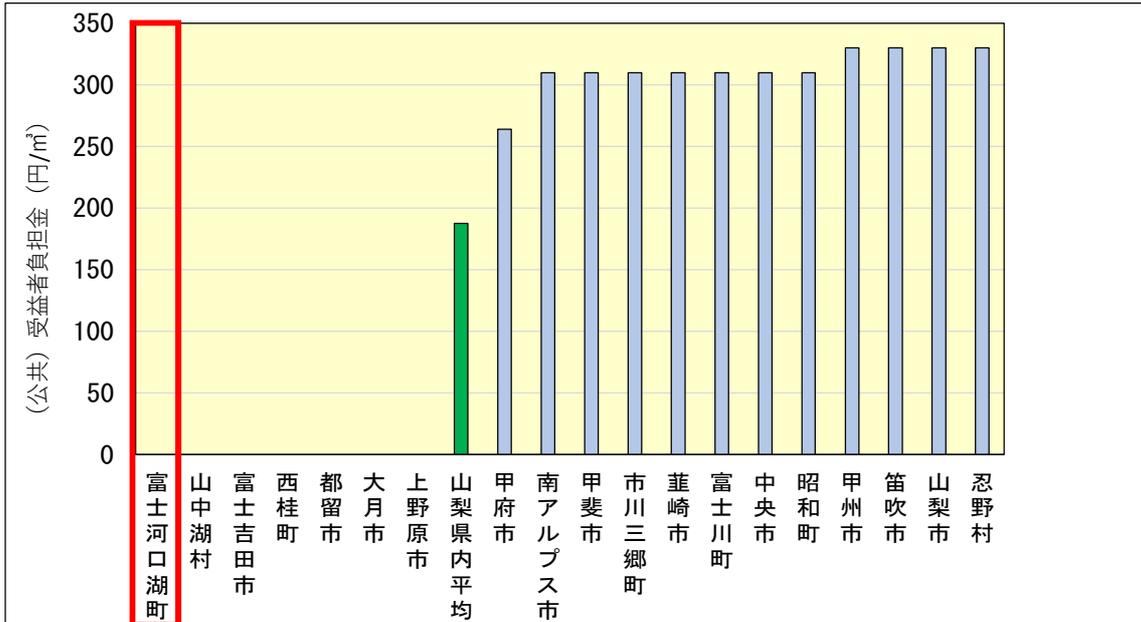
出典：総務省「R1 地方公営企業年鑑」

図 2.15 (精進特環) 下水道使用料の比較 (円)

(7) 受益者負担金の状況

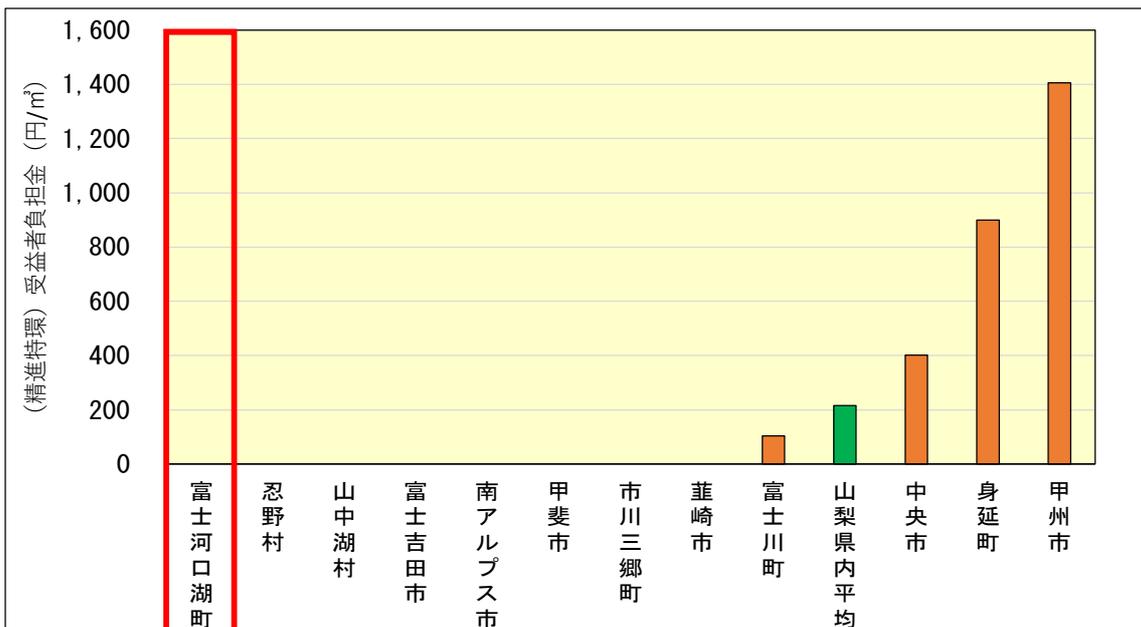
受益者負担金とは、公共下水道が整備されることによりその利益を受ける地域の土地所有者等に、受益者として下水道建設事業費の一部を負担していただき、下水道整備の進捗を図る制度となります。

本町では、下水道事業の当初から受益者負担金を頂いていない状況となっています。令和元年度の富士河口湖町及び山梨県内市町村の受益者負担金（円/m³）を図2.16及び図2.17に示します。山梨県内で受益者負担金を頂いていないのは、富士北麓流域下水道及び桂川流域下水道に関連している市町村となっています。



出典：総務省「R1 地方公営企業年鑑」

図 2.16 (公共) 受益者負担金単価の比較 (円/m³)



出典：総務省「R1 地方公営企業年鑑」

図 2.17 (精進特環) 受益者負担金単価の比較 (円/m³)

第3章 経営の基本方針

富士河口湖町では、町の特性や住民ニーズの動向、時代潮流等を総合的に勘案し、町が目指す将来像を示した、第2次富士河口湖町総合計画（計画期間：平成30年度から平成39年度）を策定しました。そのため、富士河口湖町経営戦略においても第2次富士河口湖町総合計画の基本方針を踏襲し設定します。

3-1. 公共下水道の整備

衛生的な生活環境への改善や水質汚濁などを防止するため、下水道の整備を進めます。また、ストックマネジメント（污水管渠長寿命化計画）策定を検討するとともに、マンホールポンプ改修工事を検討します。

3-2. 水洗化の普及・促進

補助金・資金融資斡旋制度等の啓発と利用を積極的に推進し、あわせて指定工事事業者の指導育成を図り、水洗化の普及・促進に努めます。

3-3. 経営の統合

料金統一に向け、上下水道事業の統合に努めていくとともに、健全経営を図ります。

3-4. 財政運営

地方公営企業法の適用により企業会計へ移行し、財務諸表等を活用して財政状況の適切な把握に努めるとともに、下水道使用料の見直しにより経営基盤の強化を図ります。

第4章 効率化・経営健全化の取組み

4-1. 経営基盤の強化

(1) 地方公営企業法の適用

下水道事業（人口3万人未満の公共・特環、（人口規模にかかわらず）農集・浄化槽）及び簡易水道事業（人口3万人未満）について、令和元年度から令和5年度までの5年間（拡大集中取組期間）で公営企業会計への移行を要請されています。

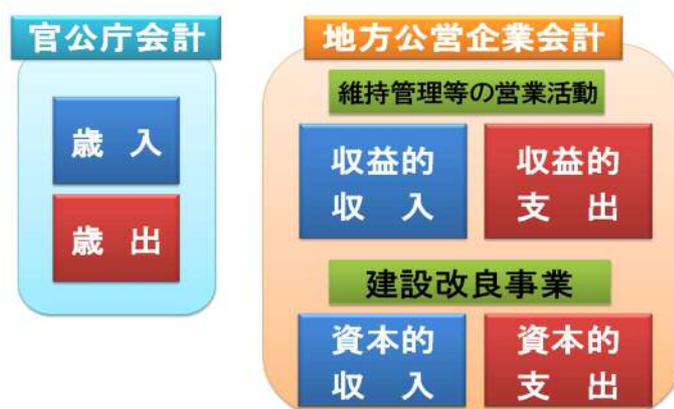


図 4.1 官庁会計と地方公営企業会計の違い

これは、地方公営企業の抜本改革として平成27年1月に総務大臣から「公営企業会計の適用について」要請があったもので、毎年度の経営成績や財務状況を損益計算書や貸借対照表といった財務諸表に表すものです。

生活に欠かせない公共サービスを将来にわたって継続していくために、財政状況の「見える化」を図り、財政マネジメント向上と経営基盤の強化を目指します。

表 4.1 地方公営企業会計の特徴と導入メリット

特 徴	メリット
民間企業と同様の精度の高い財務諸表を作成	<p><u>経営、資産等を正確に把握することが可能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 経営基盤の強化、財政マネジメントの向上が可能 ☞ 経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能 ☞ 経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上
弾力的・機動的な経営が可能	<p><u>予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービス向上につながる

(2) 組織の活性化と人材の育成

複雑多様化かつ高度化する行政需要（町民の役場・職員に対して高まる要望や期待）に的確に答えていくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくことが不可欠です。将来の富士河口湖町下水道事業を担う人材を育成するため、本町の人材育成基本方針及び研修計画に基づき、職員研修を実施し、職員一人ひとりの能力の向上や意識改革に取り組みます。

(3) 効率的な組織の整備

企業会計へ移行し、水道事業と同じ会計方式になることに伴い、水道課内での事務の一部を統合する等、合理的かつ効率的な組織運営を行います。

(4) 下水道使用料の見直し

下水道事業の経営に要する経費は、サービス（汚水処理）に対し、受益者が支払う対価（下水道使用料）によって賄うのが原則です。

下水道事業を独立採算制によって運営するためには、経営に必要なコストを適正に原価に反映させて、これを踏まえた料金設定を行い、それを遺漏なく徴収することによって達成されます。

しかしながら、現状は汚水処理に必要なコストを使用料収入では賄えておらず、不足分は公費（一般会計からの補助金）に頼っている状況です。これは、下水道サービスを享受していない町民にも負担をお願いしていることを意味し、公平性の観点からも問題があります。

このことから、将来にわたり安定したサービスの供給を続けていくために、今後10年間の中で段階的な下水道使用料の見直しを計画します。

4-2. 投資の合理化

(1) 計画的な投資と長寿命化

今後、施設の改築更新時期（耐用年数経過時）を迎え、その改築更新費として多額の再投資額の発生が見込まれます。

このため、目視点検に基づく状態監視の精度を高め、改築更新が必要な施設の優先順位を定めることによって再投資額の平準化を図り、老朽化した管渠やポンプ場の改築を計画的、効率的に進めて行く必要があります。

また、施設の更新に当たっては、過剰投資、重複投資とならないよう内容の精査を行い、適宜補修等による長寿命化を図るなど、投資の合理化に取り組みます。

(2) 民間資金・ノウハウの活用の検討

公共は、建設着手から約40年が経過していることから、今後老朽化が進むと予想される污水管渠の維持管理業務について検討の余地があります。現在策定を予定している管路施設の「ストックマネジメント計画」において、調査診断結果に基づき改築手法が示された中で、管路の包括的民間委託等についても検討していきます。

精進特環は、現在処理場の運転管理を委託していますが、これに加え、下水道使用料の徴収等窓口業務の委託を検討しています。

(3) 広域化・共同化の検討

公共は、山梨県が運営する「富士北麓流域下水道事業」の関連公共下水道として事業を行っており、流域下水道で管理運営する終末処理場、ポンプ場及び幹線管渠等の利用により、既に広域・共同化が図られています。

精進特環は、地理的な制約により、広域化・共同化は困難と考えます。

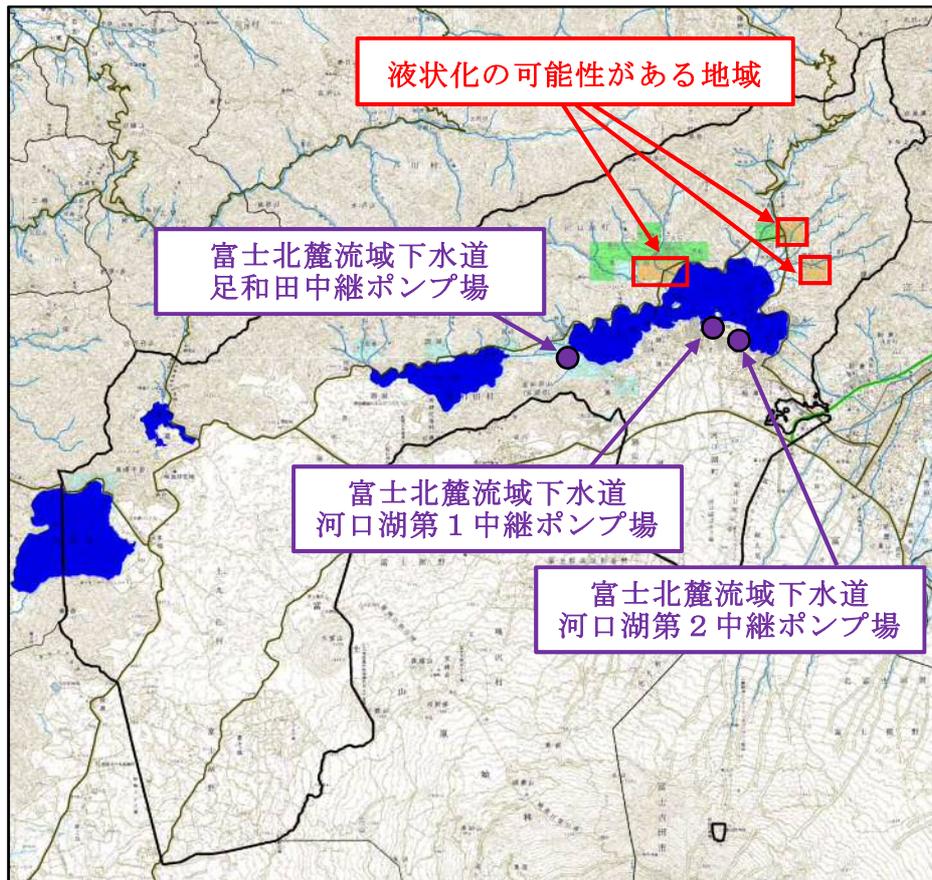
4-3. 防災・安全対策

(1) 危機管理体制の整備

災害時などに迅速に対応できるよう高い危機管理能力を備えた職員の育成に努めます。また、事故や災害発生時の外部委託業者との連絡・対応体制を整備します。

(2) 施設の耐震化

今後マンホールの液状化対策等を施設維持管理計画に沿って実施します。また、今後はストックマネジメント計画の策定を検討しており、策定後に改築更新とともに耐震化を進めます。なお、液状化の可能性のある地域に中継ポンプ場はありません。



出典：山梨県ホームページ

図 4.2 東海地震による液状化危険度マップ

(3) 地震発生時の下水道施設被害想定

東海地震におけるライフライン被害の想定は、下水道機能支障率 0.2%以下とされており、緊急で整備が必要な状況ではありません。

第5章 設備投資の考え方

今後の投資計画は、過年度の実績の管渠整備量を考慮して設定するとともに、これまで処理区域内に多数設置されたマンホールポンプ場の「機械・電気設備」の改築・更新費用等を見込み、投資の平準化を図れるような整備スケジュールとしました。なお、精進特環については、整備事業は完了しており、既存施設も比較的新しいことから、今後10年間に計画する投資事業はありません。

5-1. 新規整備事業（管渠）

本町では、アクションプランを策定し未普及対策に取り組んでおりますが、近年は投資可能額に限りがあるためアクションプラン通りの新規整備が進んでいない状況です。そのため、本経営戦略では管渠の新設費用は過年度の管渠整備量を踏まえ、現実的な整備量を採用します。

表 5.1 今後 10 年間の管渠整備費用

(単位：千円)

項目	R4	R5	R6	R7	R8
工事請負費（単独）	71,500	70,000	70,000	70,000	70,000
工事請負費（補助）	9,000	15,000	15,000	0	0
委託料（単独）	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000
委託料（補助）	1,000	3,000	3,000	0	0
項目	R9	R10	R11	R12	R13
工事請負費（単独）	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
工事請負費（補助）	0	0	0	0	0
委託料（単独）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
委託料（補助）	0	0	0	0	0

5-2. 老朽化対策事業

(1) 管渠の改築の考え方

公共の管渠の改築は、昭和 52 年に整備した管渠が令和 9 年で 50 年を迎えることとなります。管渠の改築の必要性については、使用環境下の条件によって劣化度合いは大きく異なり、通常、耐用年数の経過だけでの機械的な改築は行いません。

そのため、今後、計画策定が予定されている「ストックマネジメント計画」において実施方針を示すものとし、本計画期間内においては、管渠の改築・更新は発生しないものとなりました。

なお、管渠の改築はヒューム管を対象とするものとし、更生工法による内面補強が一般的な改築（長寿命化）になります。

(2) マンホールポンプ場の改築の考え方

マンホールポンプ場は、現在 13 箇所設置されており、既に改築が実施されたものを含み計画期間内に目標耐用年数（機・電 20 年）を経過する施設が 7 箇所あります。マンホールポンプの機械・電気設備は、管渠と違い使用環境下は厳しい条件にあることから、目標耐用年数に達した施設より順次改築を実施するものとし、R4 年度から **1 箇所/年** ずつ更新する計画としました。

表 5.2 マンホールポンプ場の更新スケジュール

年次	R4	R5	R6	R7	R8	R9	～	R13	計
改築数	1 箇所	～	1 箇所	10 箇所					
更新費 (百万円)	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	～	8.0	80.0

(更新費用：8 百万円/箇所〔機電〕)

(3) マンホール蓋の改築

マンホール蓋の耐用年数は、車道部で 15 年、その他の設置部で 30 年とされています。本計画においては、車道部での目標耐用年数を 20 年とし、毎年 20 箇所の取替え（更新）を行うものとしてしました。

マンホール蓋更新数：20 箇所/年

表 5.3 マンホール蓋の更新スケジュール

項目	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
改築数 (箇所)	20	20	20	20	20
更新費 (千円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
項目	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)
改築数 (箇所)	20	20	20	20	20
更新費 (千円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

5-3. その他

(1) 各種計画等策定費用

主な調査・設計費等については、「事業計画見直し」、「ストックマネジメント計画（SM 計画）策定」、「下水道使用料改定」、「経営戦略見直し」および「企業会計移行支援業務（法適用）」等を今後 10 年間で実施するものとししました。

表 5.4 調査・設計のスケジュール

(単位：千円)

項目	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
事業計画				4,000	
SM計画					10,000
経営戦略				4,000	
下水道使用料改定			5,000		
法適用	10,000	5,000			
総事業費	10,000	5,000	5,000	8,000	10,000
項目	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)
事業計画				4,000	
SM計画			10,000		
経営戦略				4,000	
下水道使用料改定			5,000		
法適用					
総事業費	0	0	15,000	8,000	0

(2) 流域下水道建設負担金

山梨県の「富士北麓流域下水道」の建設負担金については、年度別に山梨県より提示のあった費用を見込みます。ただし、令和5年度以降は提示がないため令和4年度値を固定値とします。

表 5.5 流域下水道建設負担金

(単位：千円)

項目	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
流域下水道建設費負担金	50,360	50,360	50,360	50,360	50,360
項目	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)
流域下水道建設費負担金	50,360	50,360	50,360	50,360	50,360

(3) 流域下水道維持管理負担金

山梨県の「富士北麓流域下水道」の維持管理負担金については、年度別に山梨県より提示のあった費用を見込みます。ただし、令和7年度以降は提示がないため令和6年度値を固定値とします。

表 5.6 流域下水道維持管理負担金

(単位：千円)

項目	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
流域下水道維持管理負担金	229,200	239,160	233,100	233,100	233,100
項目	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)
流域下水道維持管理負担金	233,100	233,100	233,100	233,100	233,100

5-4. 投資以外の経費の試算基準

公共の投資を除く経費（経常経費）の試算基準及び経営改善に向けた取組みは次のとおりです。

表 5.7 （公共）投資以外の経費の試算基準及び経営改善に向けた取組み

費目	概要	推計基準	経営改善の取組み
職員給与費	下水道事業職員の給与・手当等人件費	令和 2 年度と同額	今後老朽施設の改築・更新需要の増加に伴い、体制強化のために技術職員を増加することが考えられますが、企業会計への移行とともに水道事業と庶務経理業務を一元化することで効率化を図り、職員給与費の増加の抑制を目指します。
需用費	動力費、通信運搬費	令和 2 年度と同額	電気料金について、電力自由化に伴い、安定供給、経済性、信頼性を見極め経費の節減可能性について検討します。
委託料	各種役務（経営戦略策定支援等）の提供	平成 23 年度から平成 29 年度の平均値を計上	改正下水道法に伴う定期的な管路の維持管理・点検実施の義務化に基づき、維持管理費の増加も考えられます。今後は、従前の調査・設計費用等も含め、適正な発注仕様を精査し、プロポーザル方式や総合評価方式などの調達方法等についても検討していきます。
使用料賃借料	業務システムリース料等	令和 2 年度と同額	より安価で業務効率改善に資する機器類の導入を目指し、契約更新の時期に、適正な発注仕様を精査し、プロポーザル方式や総合評価方式などの調達方法等についても検討していきます。

精進特環の投資を除く経費（経常経費）の試算基準及び経営改善に向けた取組みは次のとおりです。

表 5.8 （精進特環）投資以外の経費の試算基準及び経営改善に向けた取組み

費目	概要	推計基準	経営改善の取組み
職員給与費	—	—	—
需用費	動力費、通信運搬費	令和 2 年度と同額	電気料金について、電力自由化に伴い、安定供給、経済性、信頼性を見極め経費の節減可能性について検討します。
委託料	浄化センターの維持管理委託等	平成 23 年度から平成 29 年度の平均値を計上	業務量低減のため、処理場の維持管理・点検業務に加えて料金徴収等窓口業務の「包括的民間委託」の導入を検討していきます。
使用料賃借料	浄化センター借地料	令和 2 年度と同額	なし

5-5. 地方債償還計画の試算基準

地方債の新規借入に係る将来償還計画の試算基準は次のとおりです。

表 5.9 地方債償還計画の試算基準

地方債の種類	償還方法	償還期間	借入利率
下水道事業債	元利均等	30 年（5 年据置）	年利 0.6%を採用（R2 借入実績）
流域下水道負担金	元利均等	30 年（5 年据置）	年利 0.6%を採用（R2 借入実績）
資本費平準化債	元利均等	14 年（3 年据置）	年利 0.3%を採用（R2 借入実績）

第6章 財源の考え方

6-1. 必要な財源の確保について

今後10年間に計画している投資の内容は、公共における下水道未整備区域に対する普及促進、老朽施設の長寿命化・改築更新工事のほか、山梨県が運営する富士北麓流域下水道への建設負担金が主なものとなります。また、工事費以外にも建設関連の委託料や、工事関係業務に従事する職員の給与費等も投資額（建設改良費）に含まれます。

投資以外の経費としては、維持管理費や過去に発行した地方債の償還に要する資本費（地方債元利償還費）などがあります。

上記の各経費に充てる十分な財源を確保する財源計画を策定することが重要です。

6-2. 財源の基本的事項

財源計画における主要な財源の種類と基本的事項は次のとおりです。

(1) 下水道使用料

下水道使用者が使用の量（排水量）に応じて負担する、サービス対価としての料金収入であり、水洗化人口や有収水量（水需要）等の推移に左右されます。公共と精進特環では使用料算定のベースとなる料金設定に違いがあります。

(2) 地方債

投資に必要な資金を主に公的資金の借入によって調達するもので、地方債の一種である公営企業債という借金です。

また、上記地方債の償還額に充当するために借り入れる資本費平準化債という地方債もあります。

設備投資に係る負担を後年度に平準化することができますが、将来世代が過度に負担することとならないよう、元利償還金の予定額を考慮した計画的な借入を行う必要があります。

(3) 国庫補助金

国庫補助対象事業については、その事業に要する投資額の一部は国庫補助金（社会資本整備総合交付金）によって賄われます。

(4) 財産区繰入金

多額な地方債償還金の財源として、各財産区（船津財産区・小立財産区・河口財産区・勝山財産区・大嵐財産区・大石財産区）からの補助金を繰り入れています。1 桁につき 25 年間という期限があるため、繰入総額は現在縮小傾向にあります。

(5) 一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づく繰入金（基準内繰入金）とそれ以外の繰入金（基準外繰入金）があります。

現在の下水道事業では「分流式下水道等に要する経費」を始めとする様々な財政措置が講じられており、本町下水道事業も基準内繰入金として多額の資金を繰り入れています。これら繰入金の多くは、適正な使用料を徴収してもなお回収することが困難な経費に対する措置とされており、公営企業の原則である料金収入による独立採算に照らせば、本来は使用料で賄うべき経費とも考えられます。

基準外繰入金は、基準内繰入金を満額繰り入れてなお不足する額に対する補てんであり、地方公共団体独自の政策判断による繰入金です。

一般会計の負担軽減のため、また、利用者の負担の公平性担保のため、一般会計からの繰入金はできる限り縮減しなければなりません。

公共の平成 28 年度における歳出（維持管理費・建設改良費・地方債償還費等）に対する財源充当（歳入）のイメージを図 6.1 に示します。

歳出	維持管理費等 257,000	地方債利子 117,000	地方債元金償還金 497,000	建設改良費 241,000			
歳入	下水道使用料 317,000	他会計補助金 380,000	資本費 平準化債 170,000	地方債 170,000	国庫 補助金 44,000	前年度 繰越金 30,000	

図 6.1 (公共) 歳出に対する財源充当イメージ (千円)

6-3. 財源試算の前提条件

(1) 将来行政人口の見込み

将来行政人口の見込みは、平成30年3月に公表された「国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研とする）による推計人口」及び「第2期富士河口湖町人口ビジョン（以下、人口ビジョンとする）」を比較し決定します。「社人研」では、行政人口は今後大きく減少すると予測していますが、過年度の実績を確認すると近年は概ね横ばい傾向であり、今後は微減傾向で進んでいくと考えられることから、人口ビジョンを採用します。

しかし、令和2年度の実績から令和7年度の人ロビジョンの数値で大きく人口が減少してしまう推計となることから、令和2年度の実績値と人口ビジョンの令和27年度数値から直線近似とし、その数値を採用します。

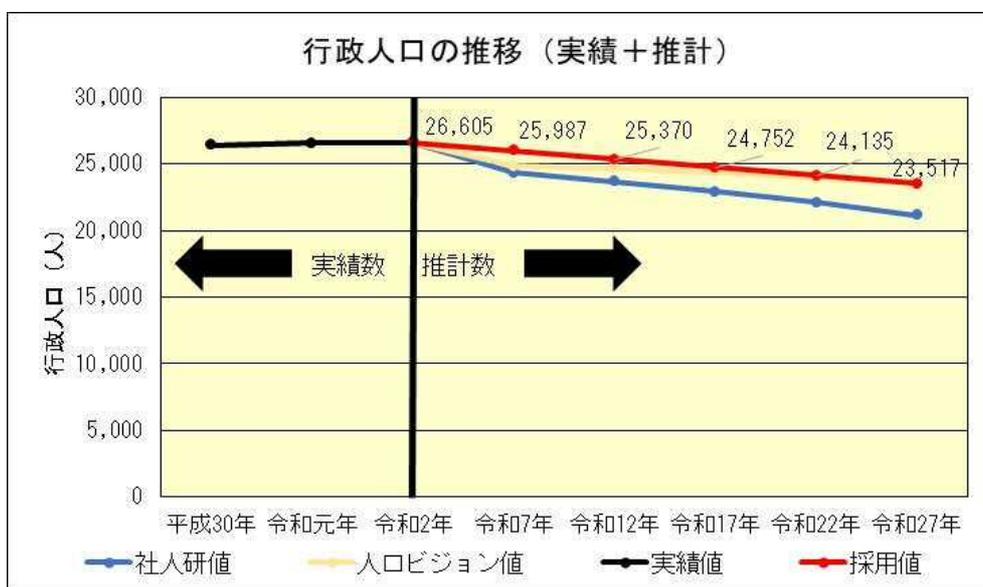


図 6.2 行政人口の比較（実績＋予測）

(2) 処理人口の見込み

過年度の実績を見ると行政人口の実績と処理人口の実績の増減率が同程度であることから、今後の予測については行政人口の増減率を採用します。

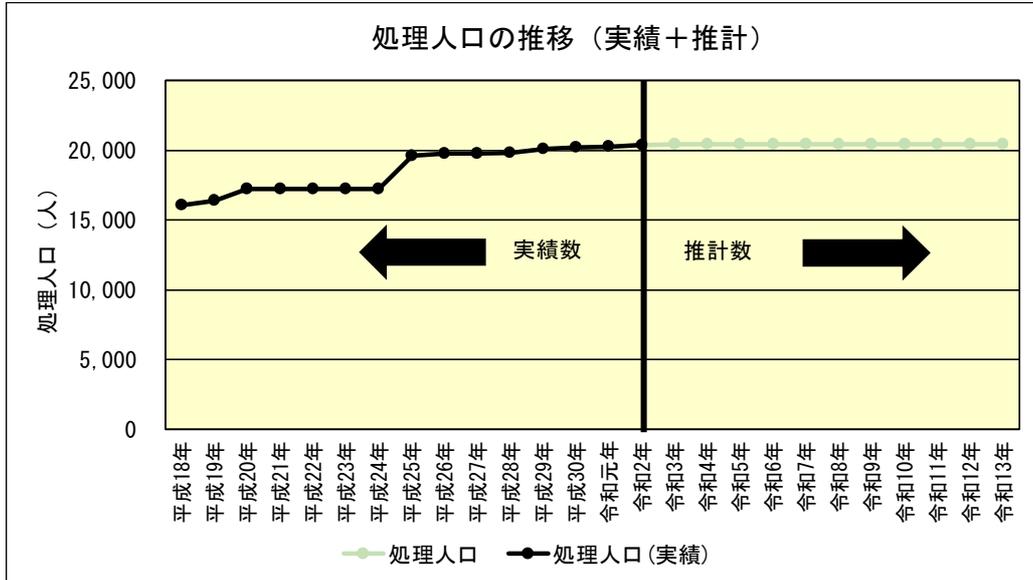


図 6.3 処理人口の見通し (人) (実績+予測)

(3) 水洗化人口の見込み

富士河口湖町の水洗化率は91.8%となっており、年々上昇傾向となっています。そのため、過年度の上昇率を採用し、平均増加率0.4%/年の水洗化率上昇を見込みます。なお、既整備区域の水洗化人口は、人口増を見込んだ処理人口に前記水洗化率を乗じて算出します。

計画期間内に新規整備を行う区域の水洗化人口は、図 6.4 の考え方で増加するように設定します。水洗化人口は、新規の普及により接続率増加が見込まれますが、行政人口全体が減少傾向に入る予測がされていることから、水洗化人口は将来的には横ばいで推移する見通しです。

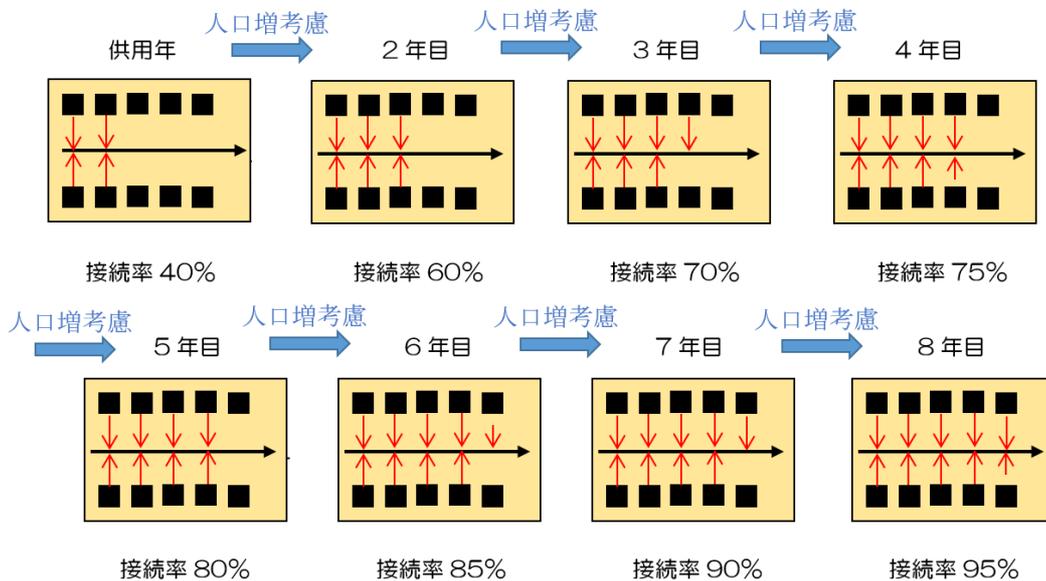


図 6.4 新規整備に伴う接続率の考え方

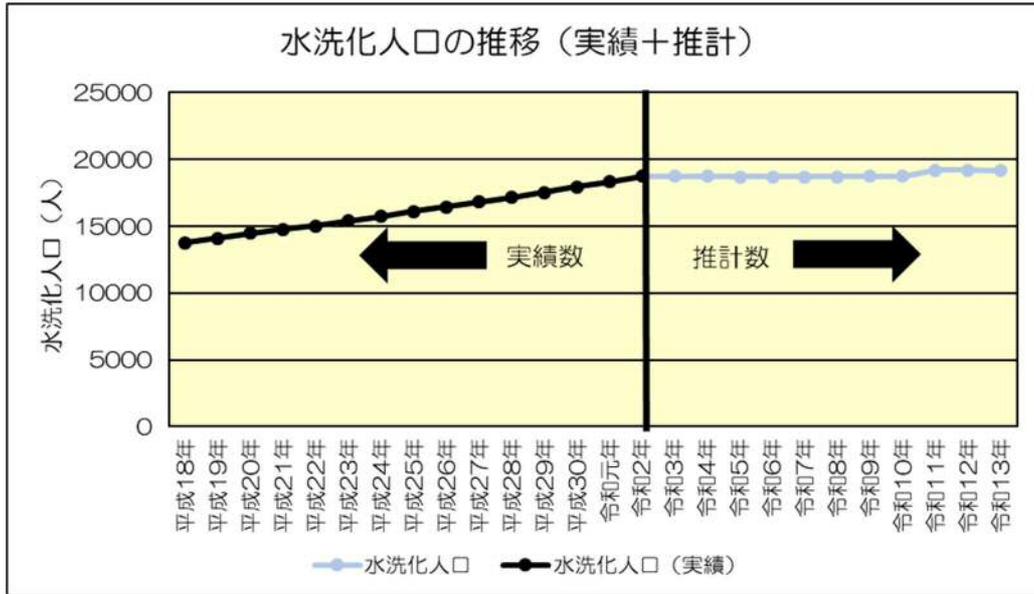


図 6.5 (公共) 水洗化人口の見通し (人) (実績+予測)

(4) 有収水量の見込み

本町は、観光関連業を中心とした第3次産業が基幹産業となっており、下水道事業においても、観光入込客数の推移が宿泊施設からの温泉排水量を左右するなど、有収水量に大きな影響を与えます。

年度により増減の幅が大きい中、家庭が多く占めている 100m³以下の有収水量の推移は水洗化人口の推移に概ね近似していることから、有収水量推計は基本的に水洗化人口推計に連動させつつ、今後の利用者の節水意識の向上、節水機器の普及による水需要の減少を考慮して見通しを立てています。なお、令和2年度に新型コロナウイルスの影響で、観光関連業が大きな打撃を受け有収水量が大きく減少していますが、回復する見通しとして予測を行っています。

公共下水道の将来の検針数及び有収水量の予測を表 6.1、図 6.6 に示します。

表 6.1 (公共) 有収水量及び検針数の予測

		(単位：件)									
項目		令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)
水洗化人口 (人)		18,912	19,005	19,098	19,191	19,284	19,376	19,469	19,479	19,490	19,494
総検針数	0~20m ³	11,267	11,312	11,357	11,402	11,448	11,494	11,540	11,586	11,632	11,679
	21m ³ ~100m ³	22,126	22,214	22,303	22,393	22,482	22,572	22,662	22,753	22,844	22,935
	101m ³ ~200m ³	1,895	1,863	1,831	1,799	1,767	1,735	1,703	1,671	1,639	1,607
	201m ³ ~1,000m ³	910	910	910	910	910	910	910	910	910	910
	1,001m ³ 超	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452
臨時用		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有収水量	0~20m ³	91,626	94,322	97,018	99,714	102,410	105,106	107,802	110,498	113,194	115,890
	21m ³ ~100m ³	1,126,434	1,154,042	1,181,650	1,209,258	1,236,866	1,264,474	1,292,082	1,319,690	1,347,298	1,374,906
	101m ³ ~200m ³	260,895	260,895	260,895	260,895	260,895	260,895	260,895	260,895	260,895	260,895
	201m ³ ~1,000m ³	367,371	367,371	367,371	367,371	367,371	367,371	367,371	367,371	367,371	367,371
	1,001m ³ 超	1,476,595	1,476,595	1,476,595	1,476,595	1,476,595	1,476,595	1,476,595	1,476,595	1,476,595	1,476,595
臨時用		13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

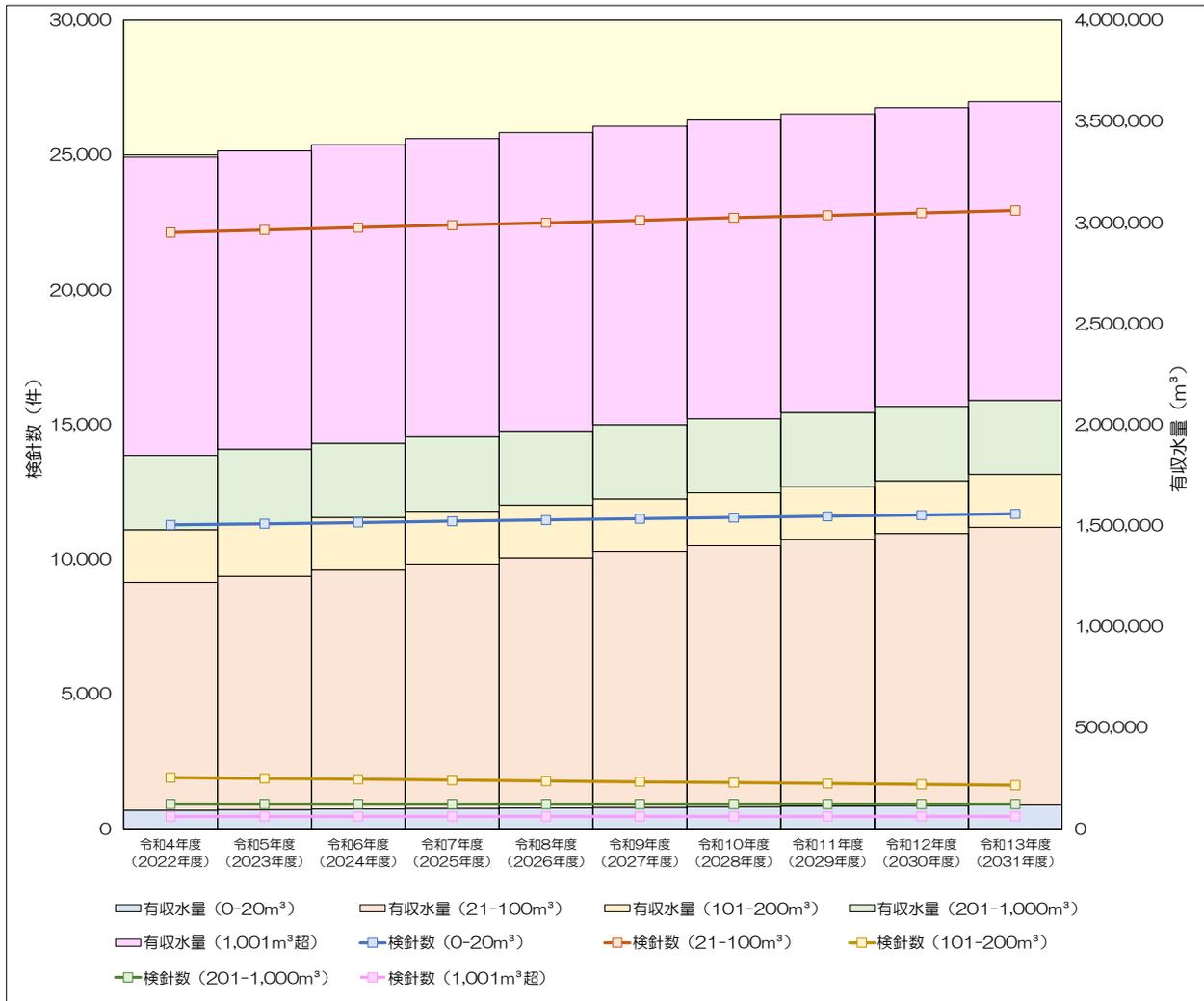


図 6.6 (公共) 有収水量及び検針数の予測

なお、精進特環については整備が完了していることと、今後は大きな変動がないとして令和 2 年度の実績値を見込みます。

精進特環の将来の検針数及び有収水量の予測を表 6.2、図 6.7 に示します。

表 6.2 (精進特環) 有収水量及び検針数の予測

(単位：m)

項目		令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)	令和13年度 (2031年)
総 検 針 数 (件)	(一般) 0~60m³	349	349	349	349	349	349	349	349	349	349
	(一般) 61m³以上	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
	(小口) 0m³~140m³	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104
	(小口) 141m³以上	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	(中口) 0m³~240m³	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	(中口) 241m³以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(大口) 0m³~660m³	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
(大口) 661m³以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
有 収 水 量 (m³)	(一般) 0~60m³	8,372	8,372	8,372	8,372	8,372	8,372	8,372	8,372	8,372	8,372
	(一般) 61m³以上	2,633	2,633	2,633	2,633	2,633	2,633	2,633	2,633	2,633	2,633
	(小口) 0m³~140m³	6,829	6,829	6,829	6,829	6,829	6,829	6,829	6,829	6,829	6,829
	(小口) 141m³以上	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268
	(中口) 0m³~240m³	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178	1,178
	(中口) 241m³以上	546	546	546	546	546	546	546	546	546	546
	(大口) 0m³~660m³	2,862	2,862	2,862	2,862	2,862	2,862	2,862	2,862	2,862	2,862
(大口) 661m³以上	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	

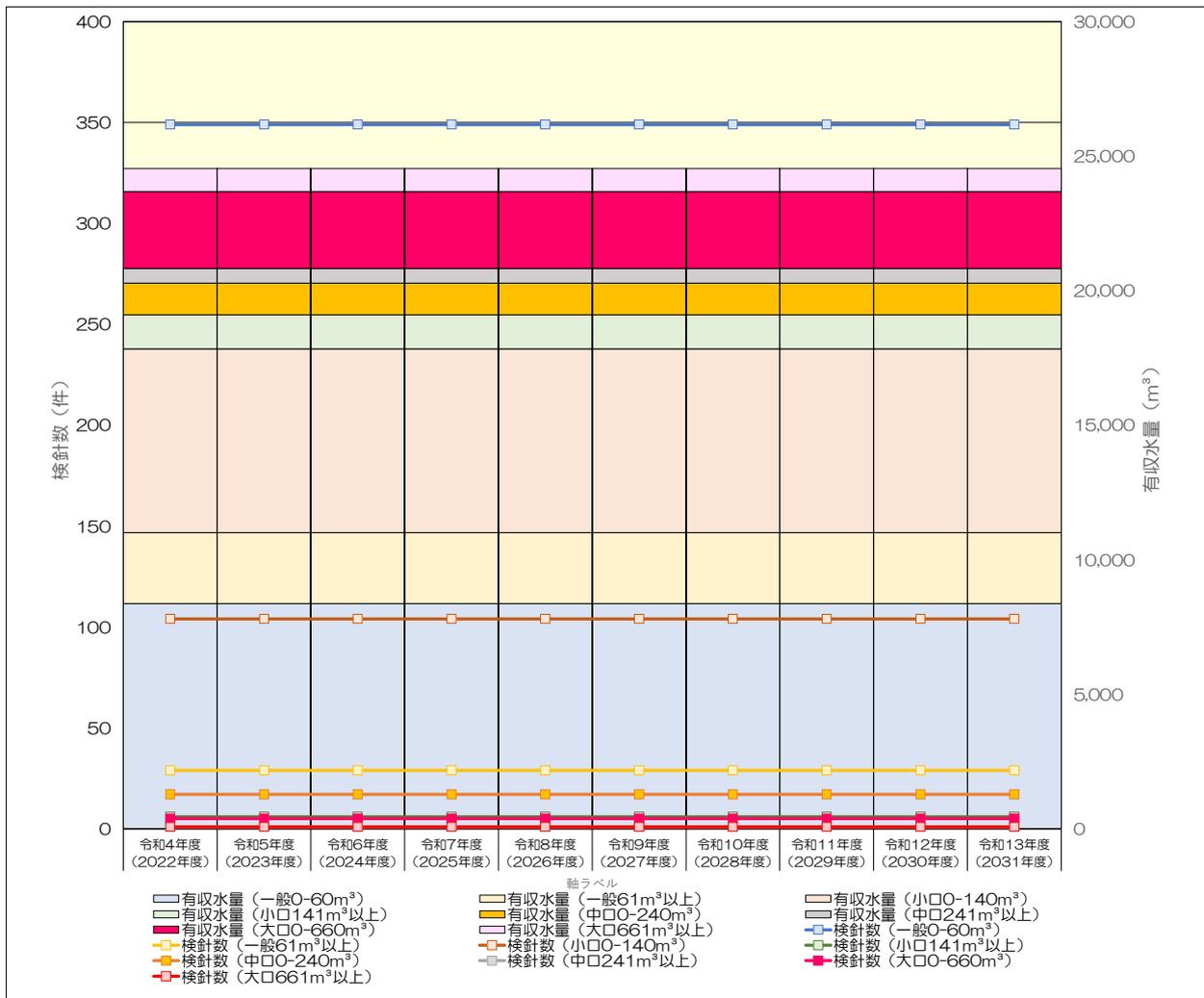


図 6.7 (精進特環) 有収水量及び検針数の予測

6-4. 財源試算

(1) 財源収入

1) 企業債

過度な借入にならないよう、世代間負担の公平性を意識し借入額を決定します。

企業債計画は、内部留保資金残高を見て適正な借入額及び借入条件を決定し、企業債残高の減少を目指します。

2) 国庫補助金

補助対象事業に対し、令和8年度までは現在の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、将来の建設改良費に対する交付額を計上します。

3) 他会計補助金

財政基盤を強化する一方、公営企業の経営は独立採算が原則であり、財政部局と調整の上、適正な額の繰入に努め抑制を図ります。

4) 下水道使用料収入（公共）

下水道使用料収入の試算は、実績の段階別有収水量を基に将来の予測を行っています。投資の状況を考慮し、下水道使用料を改定した複数ケース算出し最適なケースを採用します。下水道使用料を改定した際の複数ケースについては、段階的に改定したケースや基本料金や超過料金の改定の上げ幅等を変更して検討しています。

改定したパターンの一覧については以下に示します。

表6.3 下水道使用料金推計パターン一覧

推計パターン	項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
推計パターン①	基本料金										
	超過料金										
	改定回数				1						
推計パターン②	基本料金										
	超過料金										
	改定回数									1	
推計パターン③	基本料金										
	超過料金										
	改定回数			50%増	1		50%減		50%増	2	50%減
推計パターン④	基本料金										
	超過料金										
	改定回数				1					2	50%減
推計パターン⑤	基本料金										
	超過料金										
	改定回数				1					2	
推計パターン⑥	基本料金										
	超過料金										
	改定回数		50%増		1		50%増	2		3	50%減
推計パターン⑦	基本料金										
	超過料金										
	改定回数				1	50%減		2		3	50%減
推計パターン⑧	基本料金										
	超過料金										
	改定回数				1			2		3	

注) 経費回収率が100%、90%、80%ごとに各推計パターンで予測しています

推計パターン①

●経費回収率（100%）

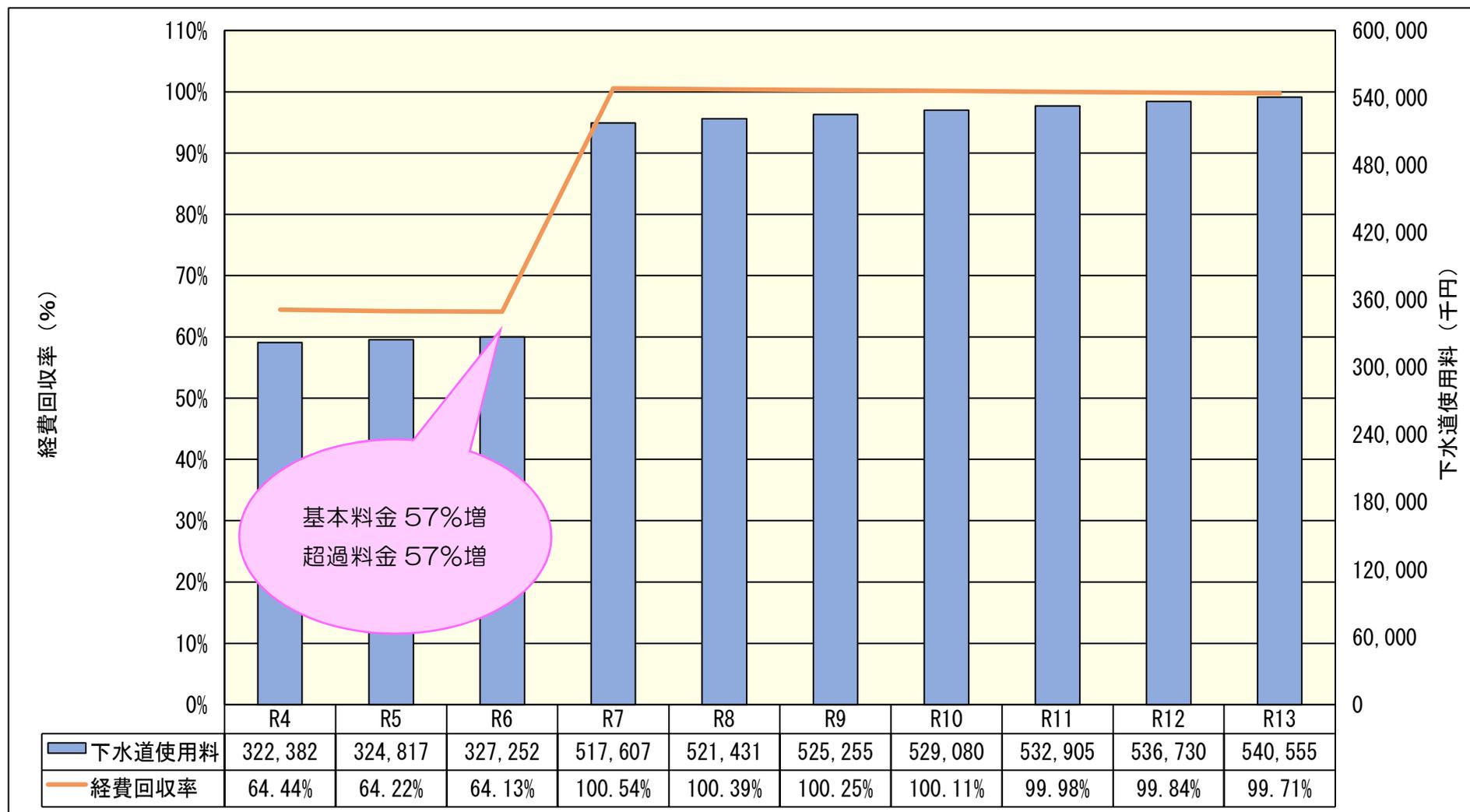


図6.8(1) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン①）

●経費回収率（90%）

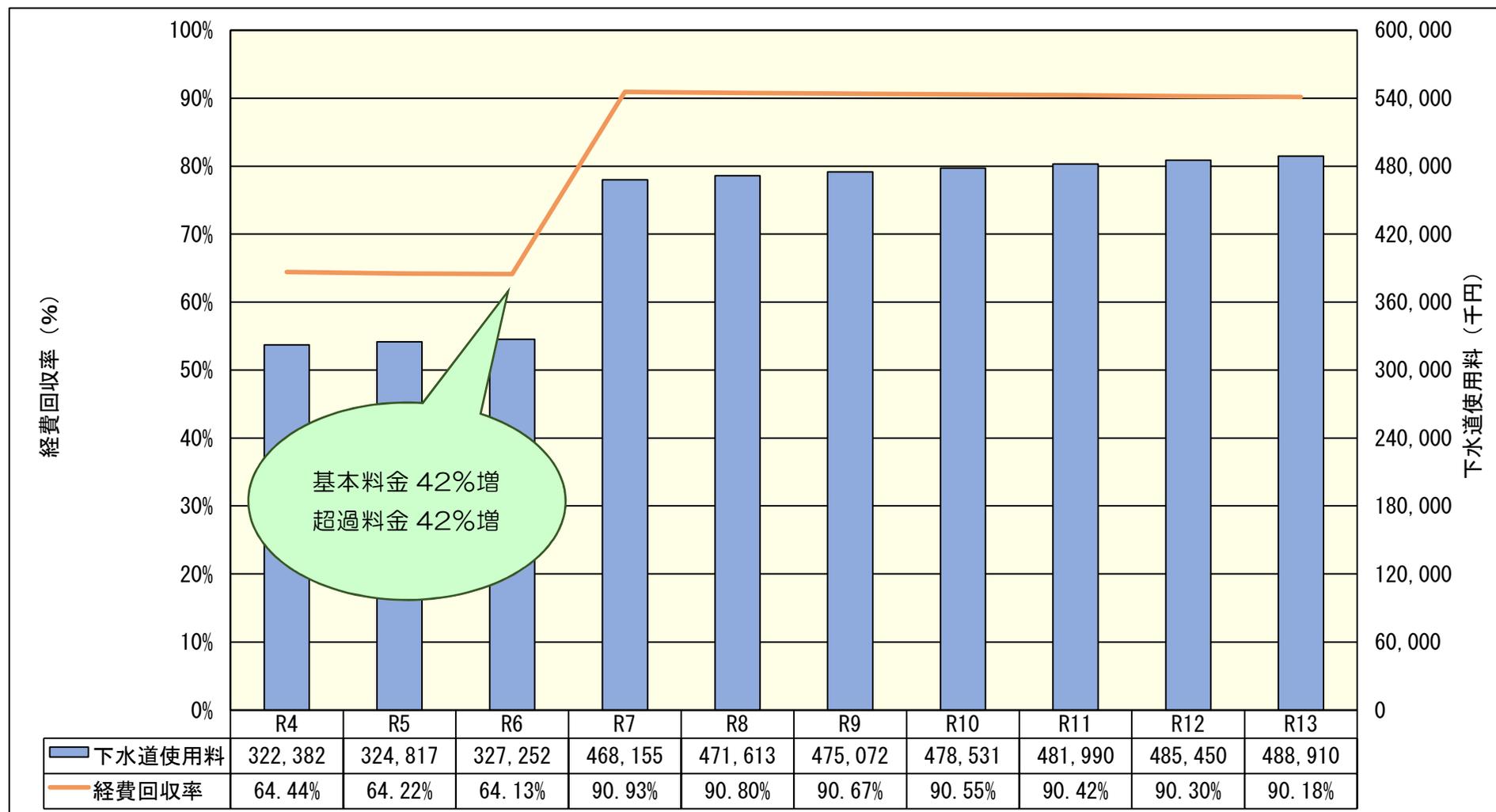


図6.8(2) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン①）

●経費回収率（80%）

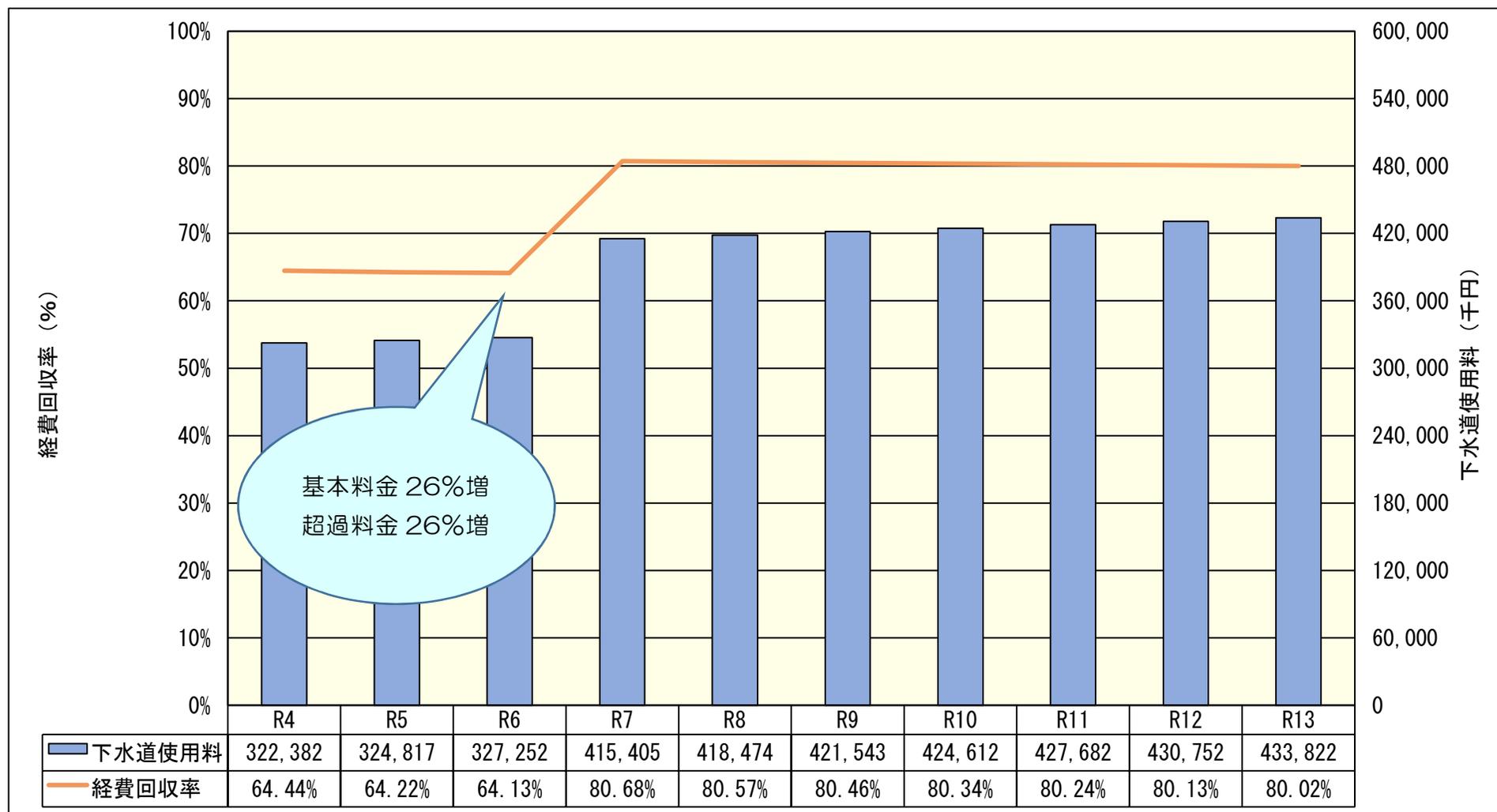


図6.8(3) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン①）

推計パターン②

●経費回収率（100%）

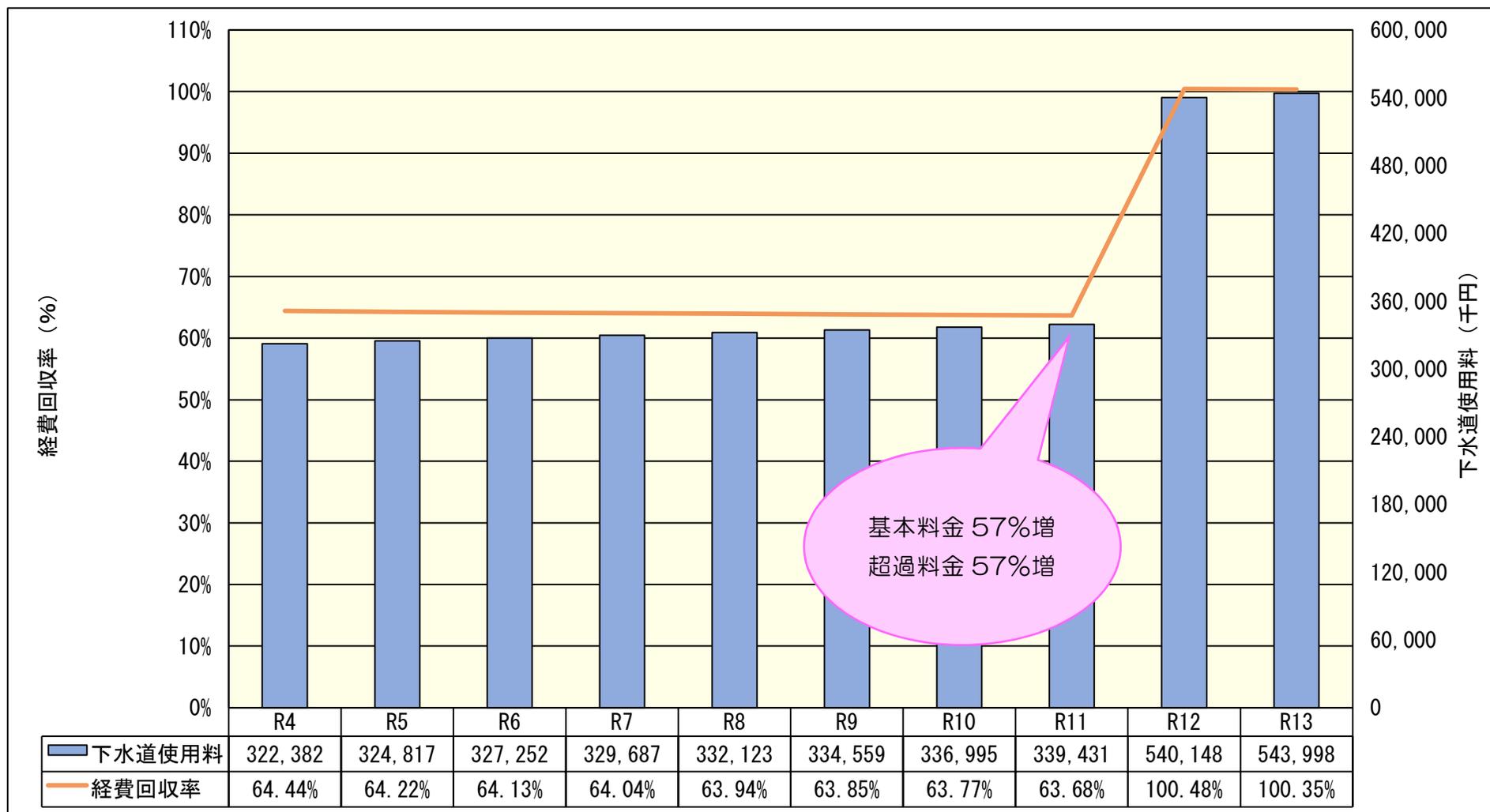


図6.9(1) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン②）

●経費回収率（90%）

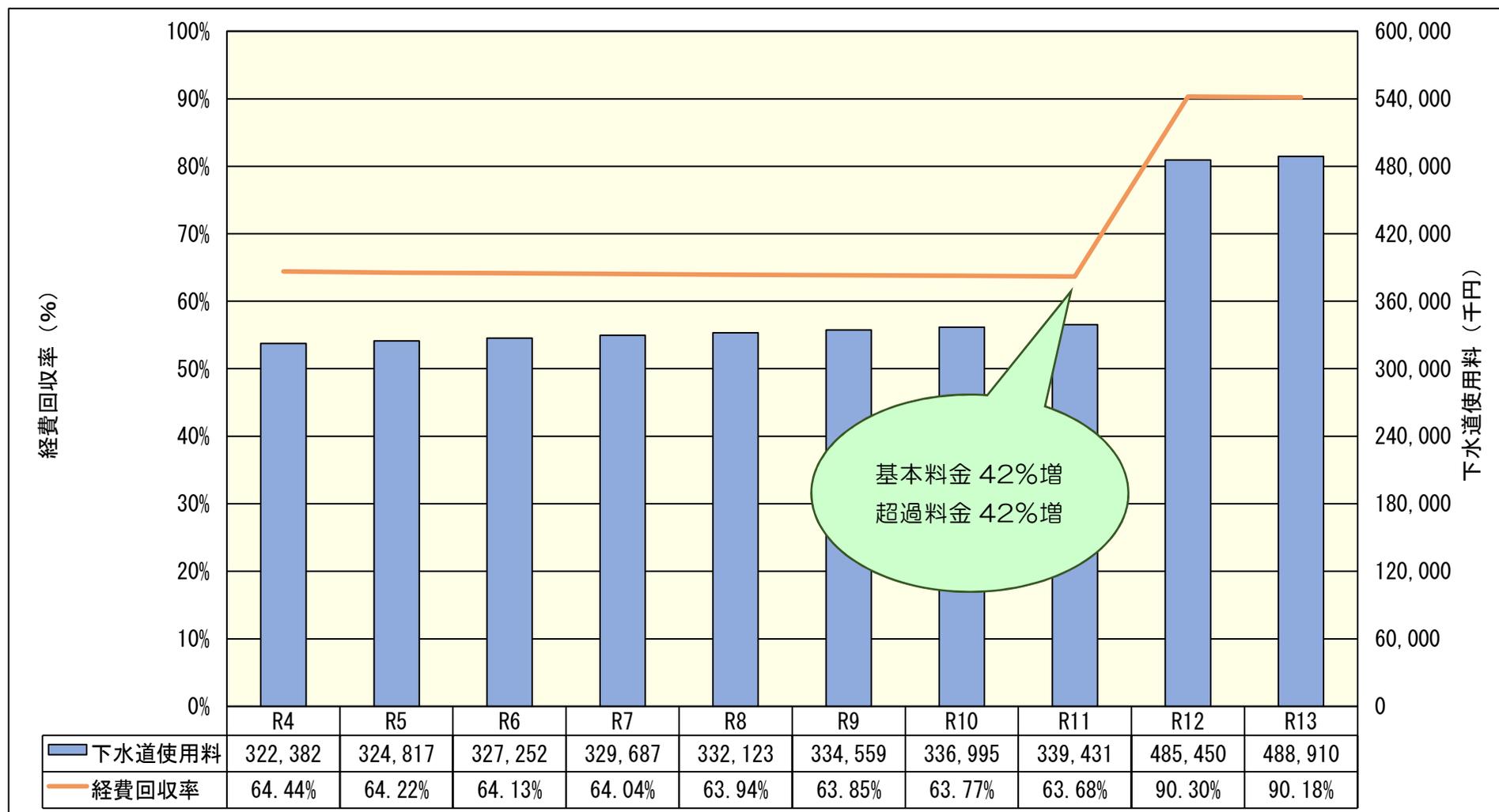


図6.9(2) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン②）

●経費回収率（80%）

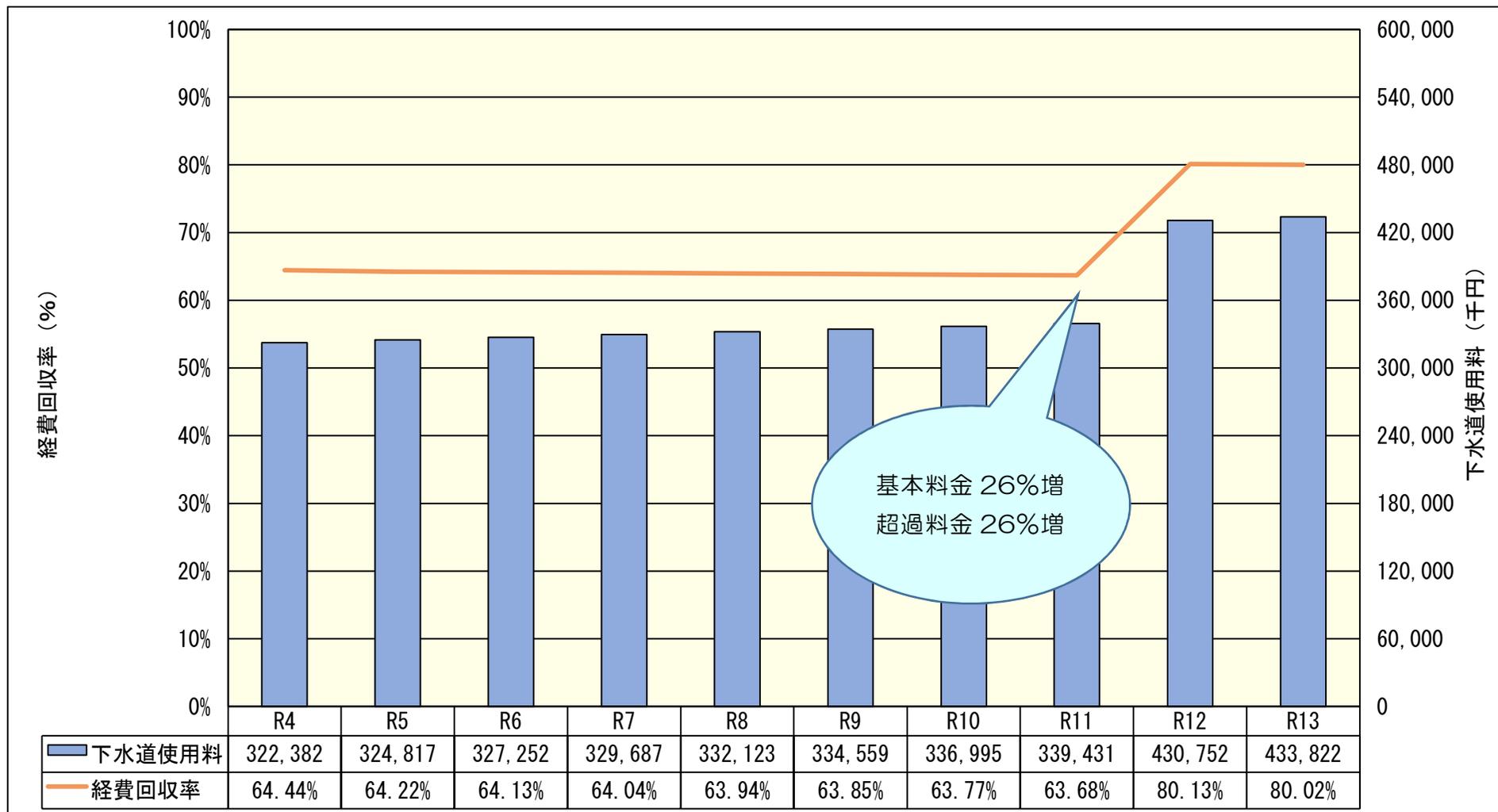


図6.9(3) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン②）

推計パターン③

●経費回収率（100%）

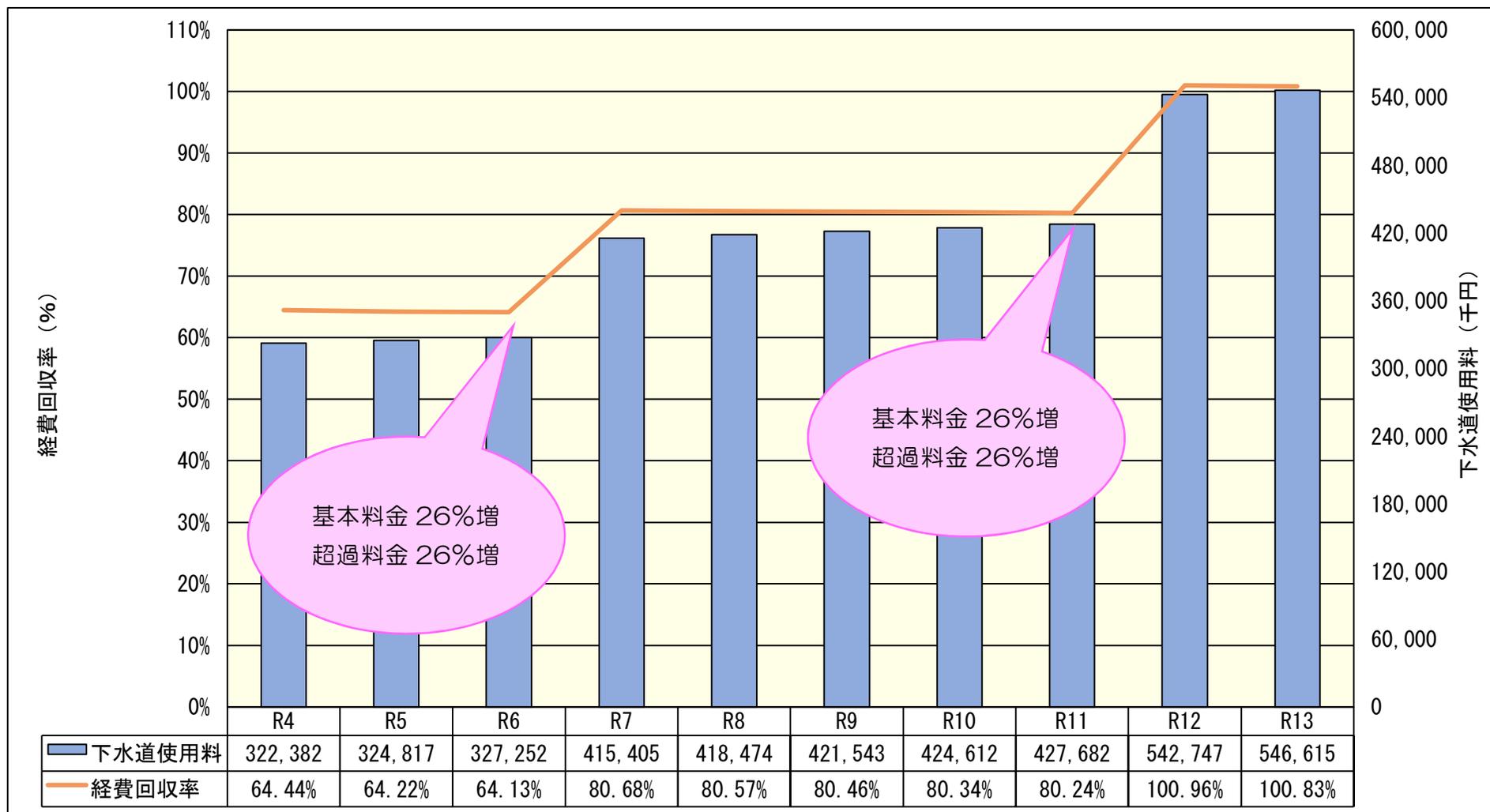


図6.10(1) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン③）

●経費回収率（90%）

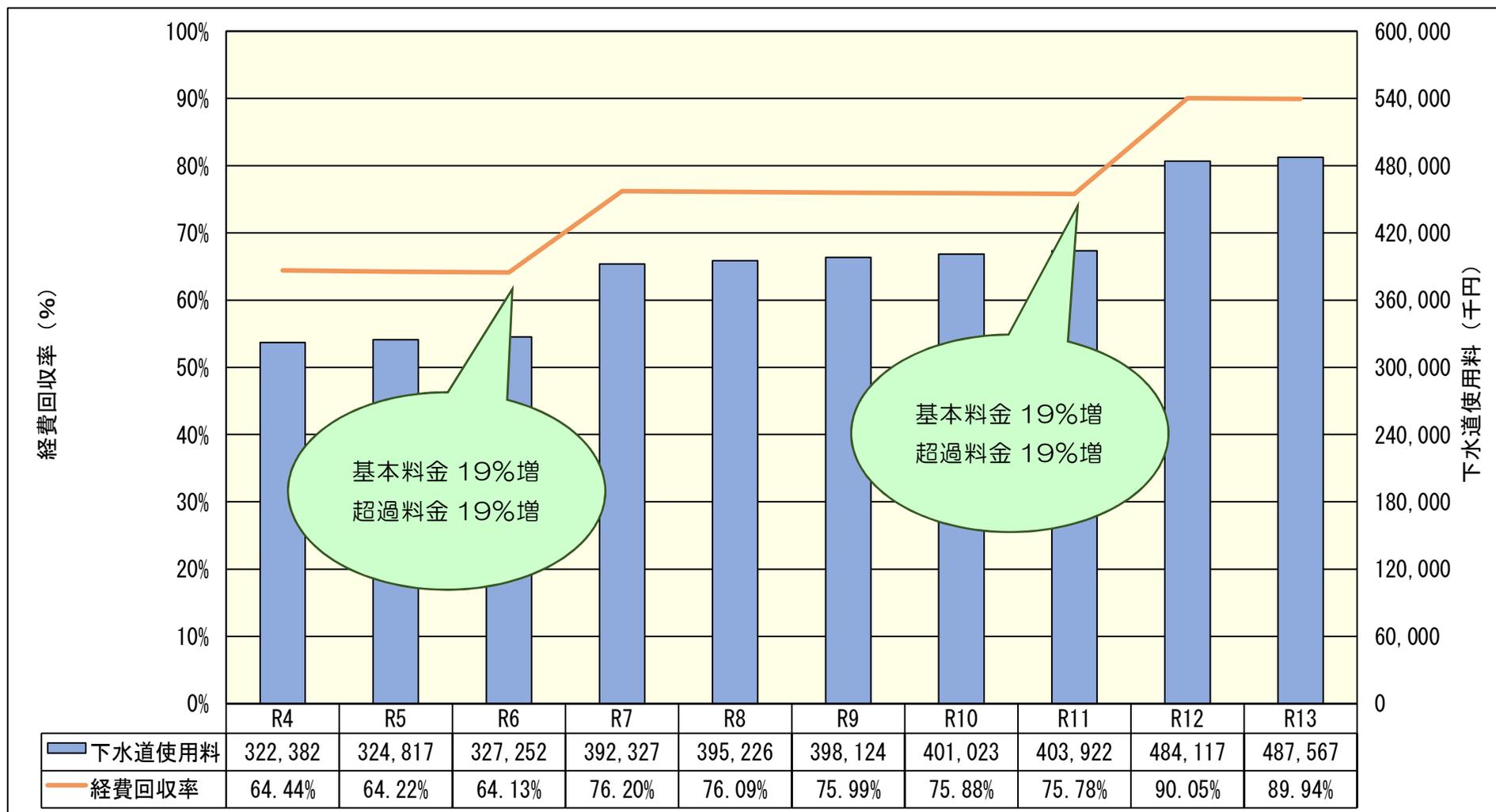


図6.10(2) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン③）

●経費回収率（80%）

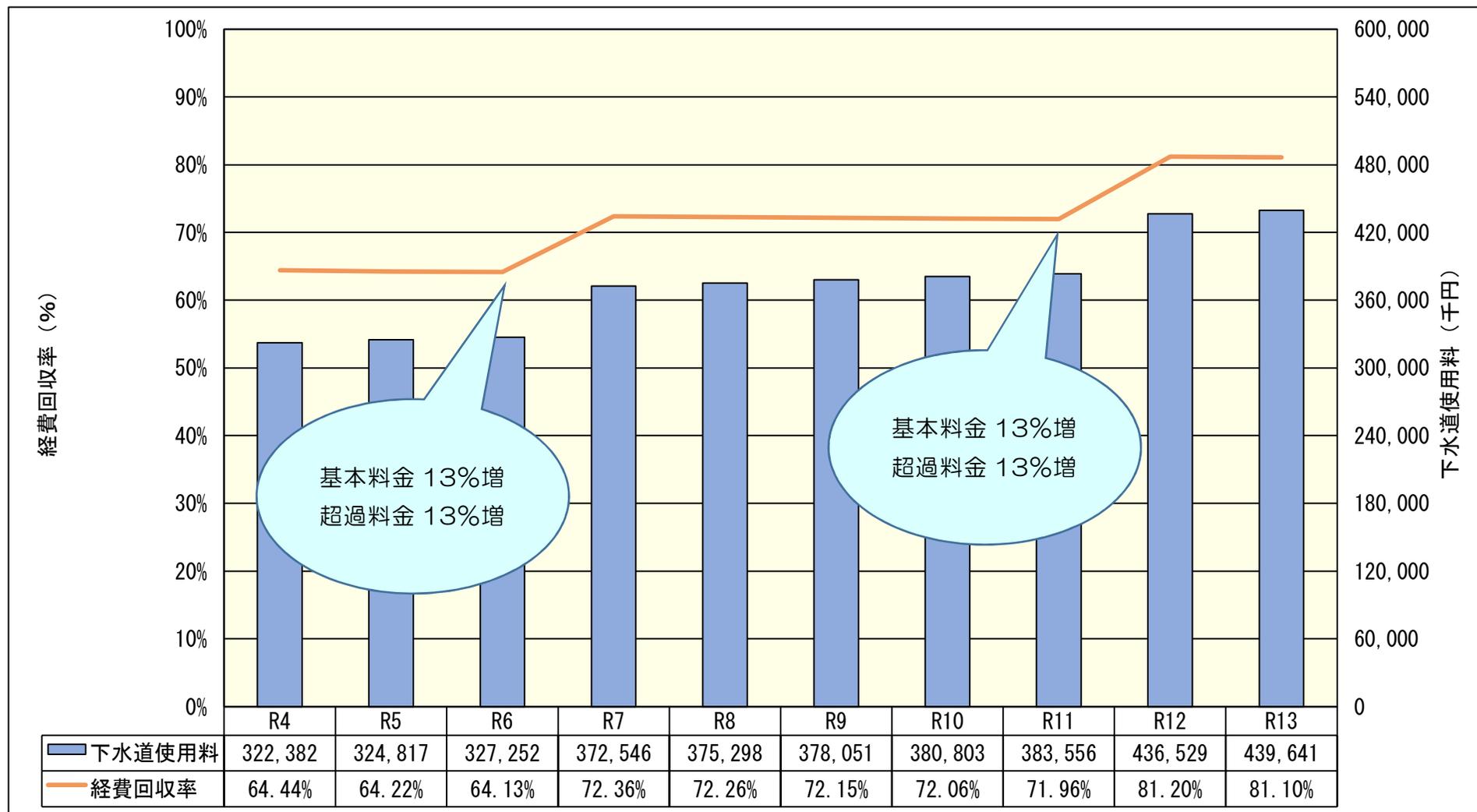


図6.10(3) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン③）

推計パターン④

●経費回収率（100%）

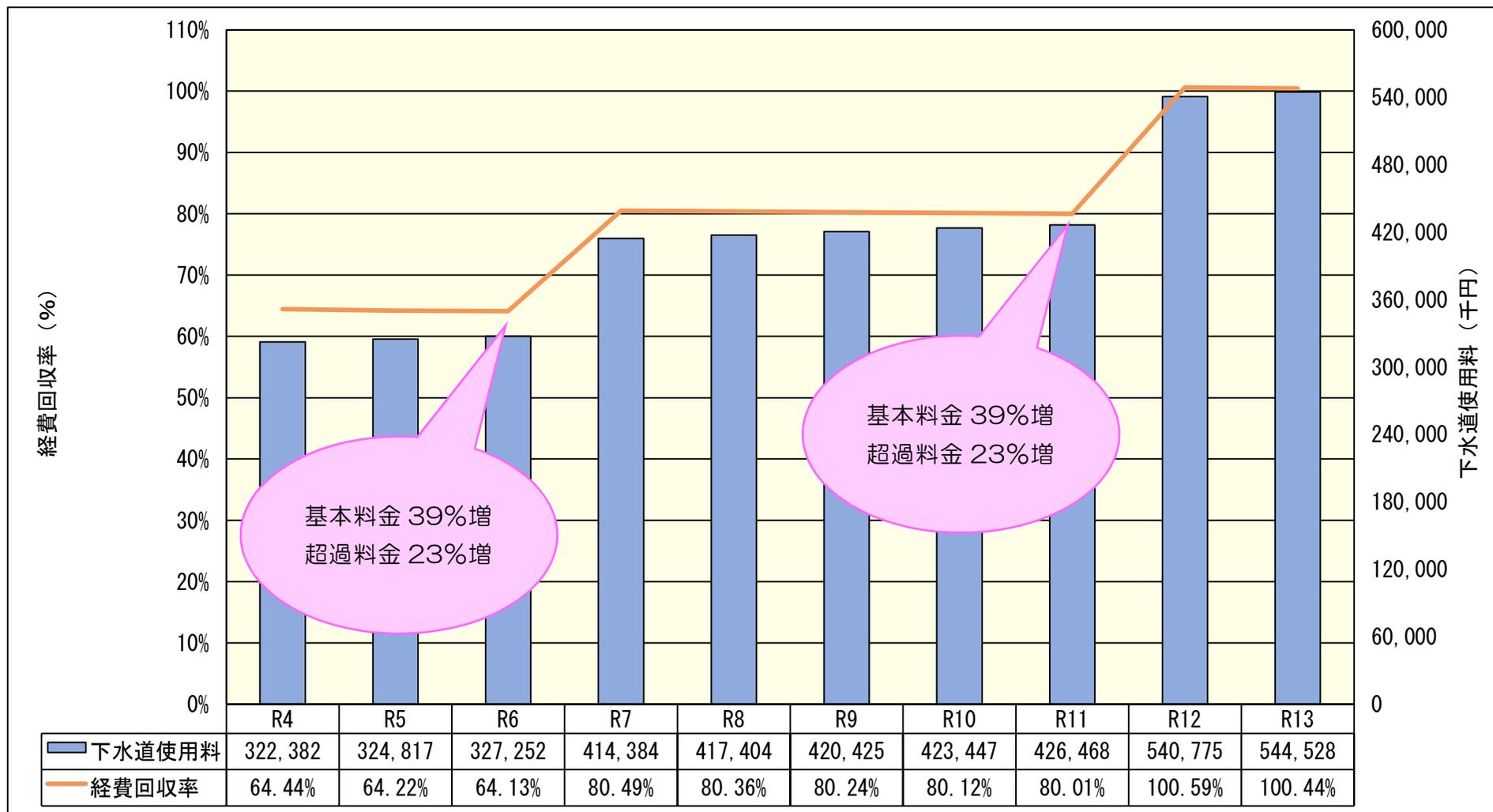


図6.11(1) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン④）

●経費回収率（90%）

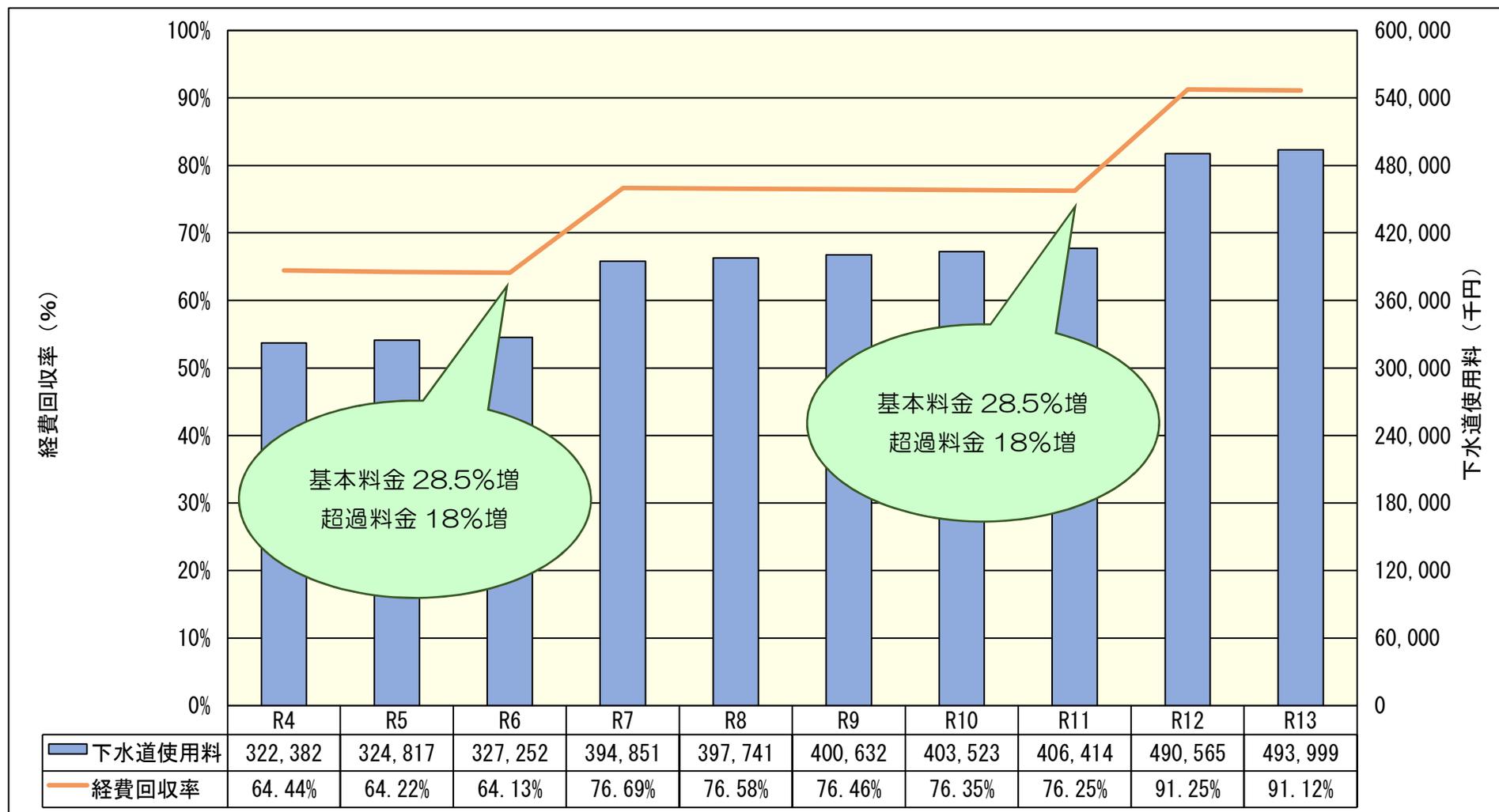


図6.11(2) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン④）

●経費回収率（80%）

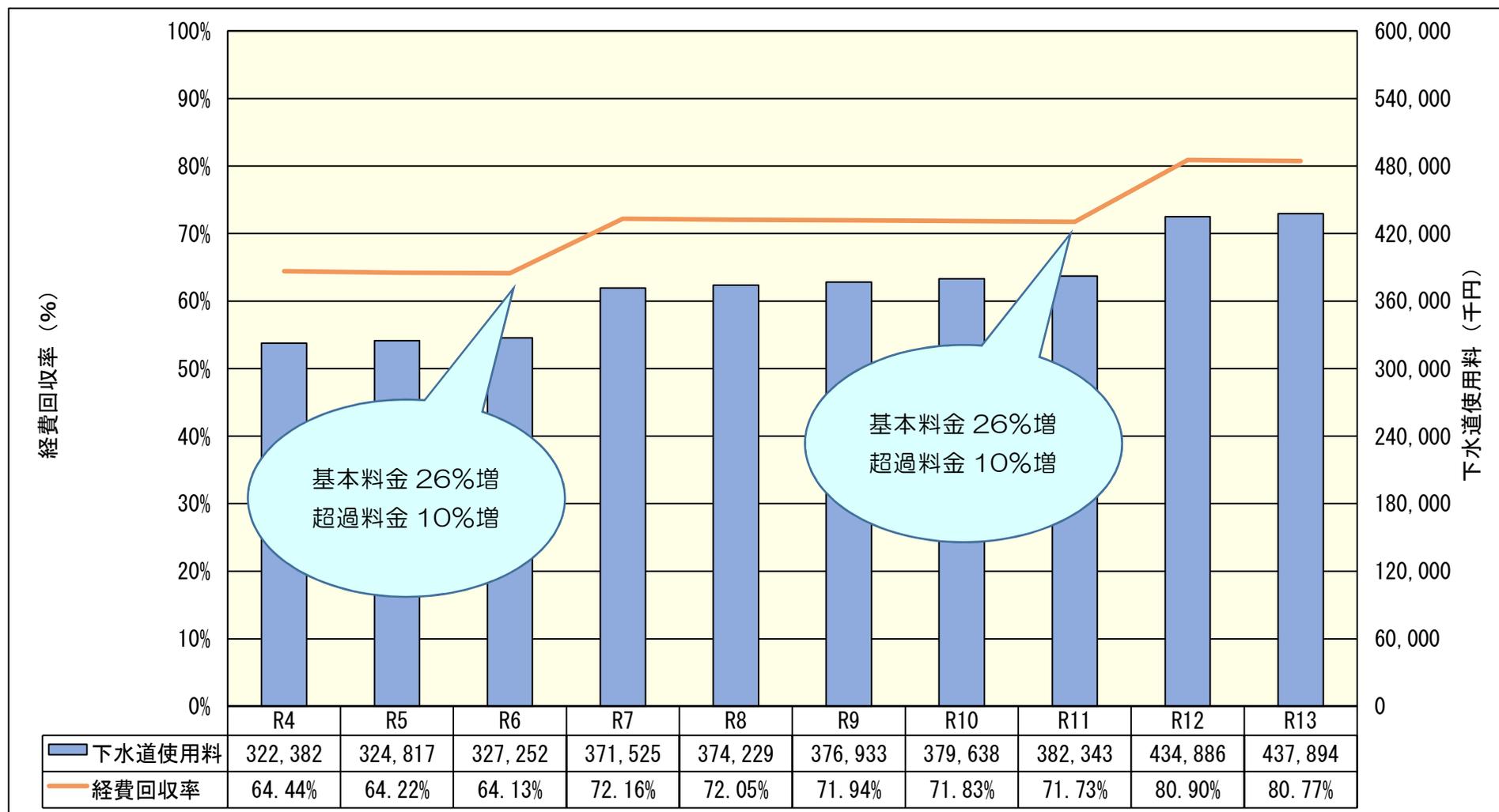


図6.11(3) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン④）

推計パターン⑤

●経費回収率（100%）

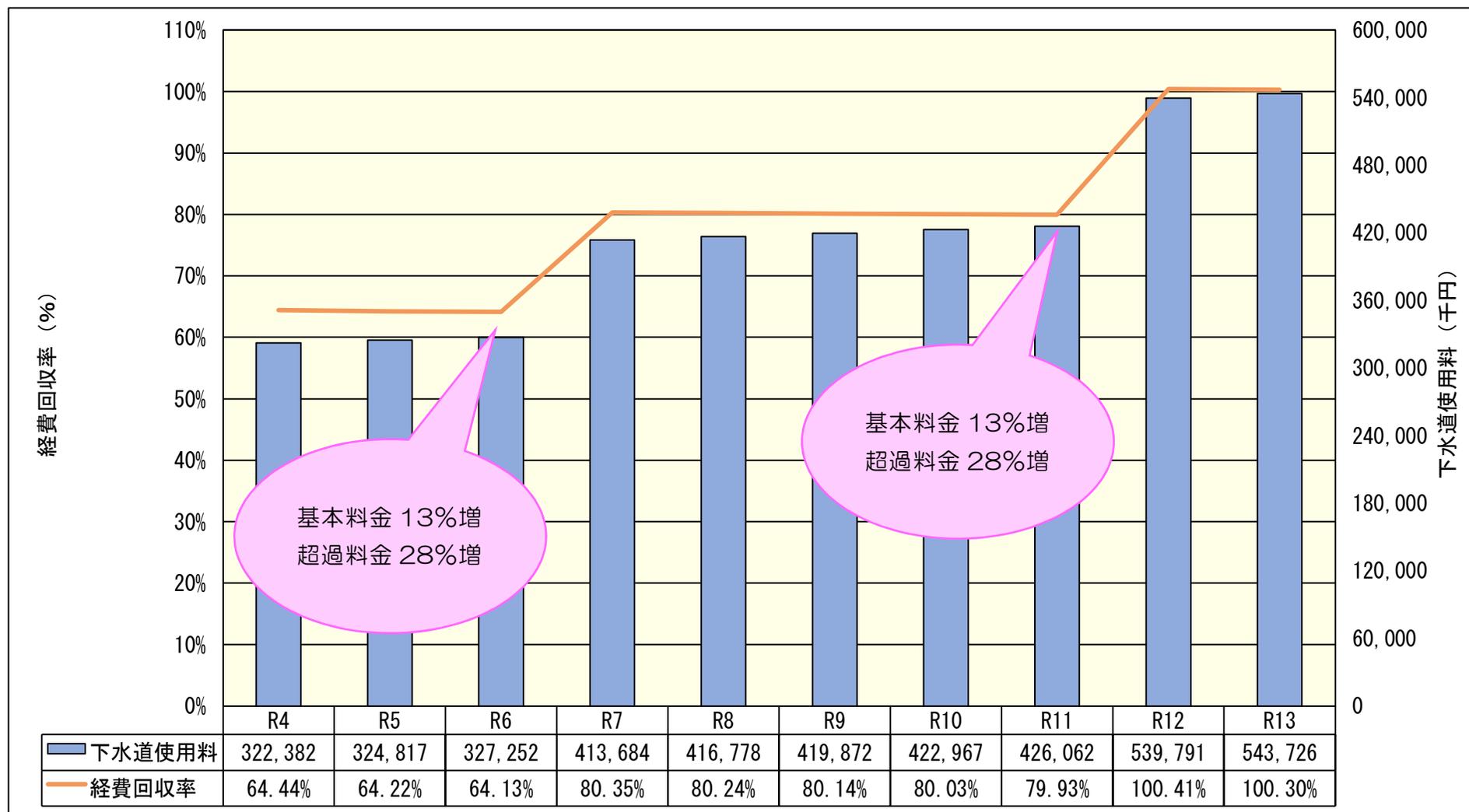


図6.12(1) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑤）

●経費回収率（90%）

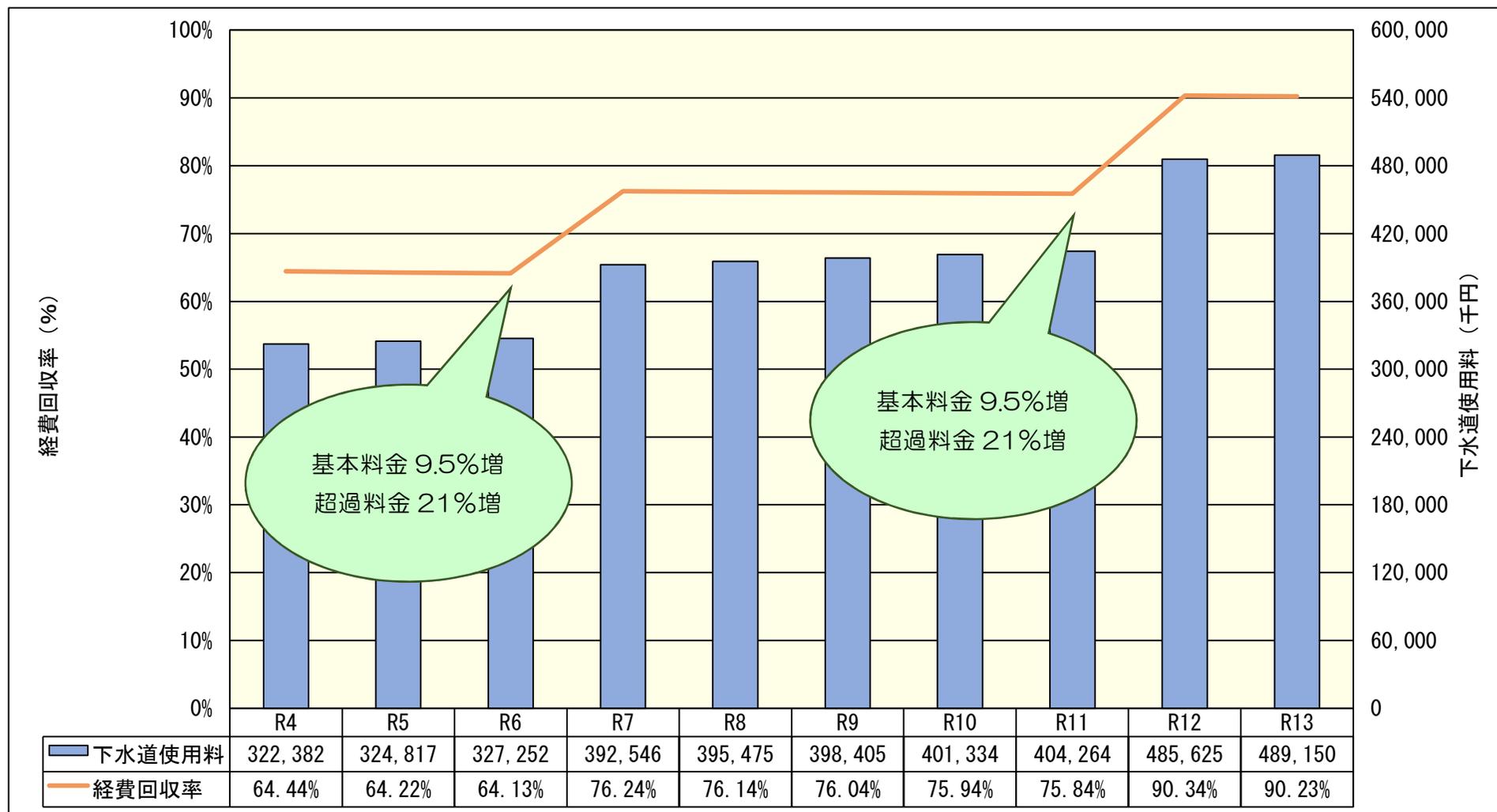


図6.12(2) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑤）

●経費回収率（80%）

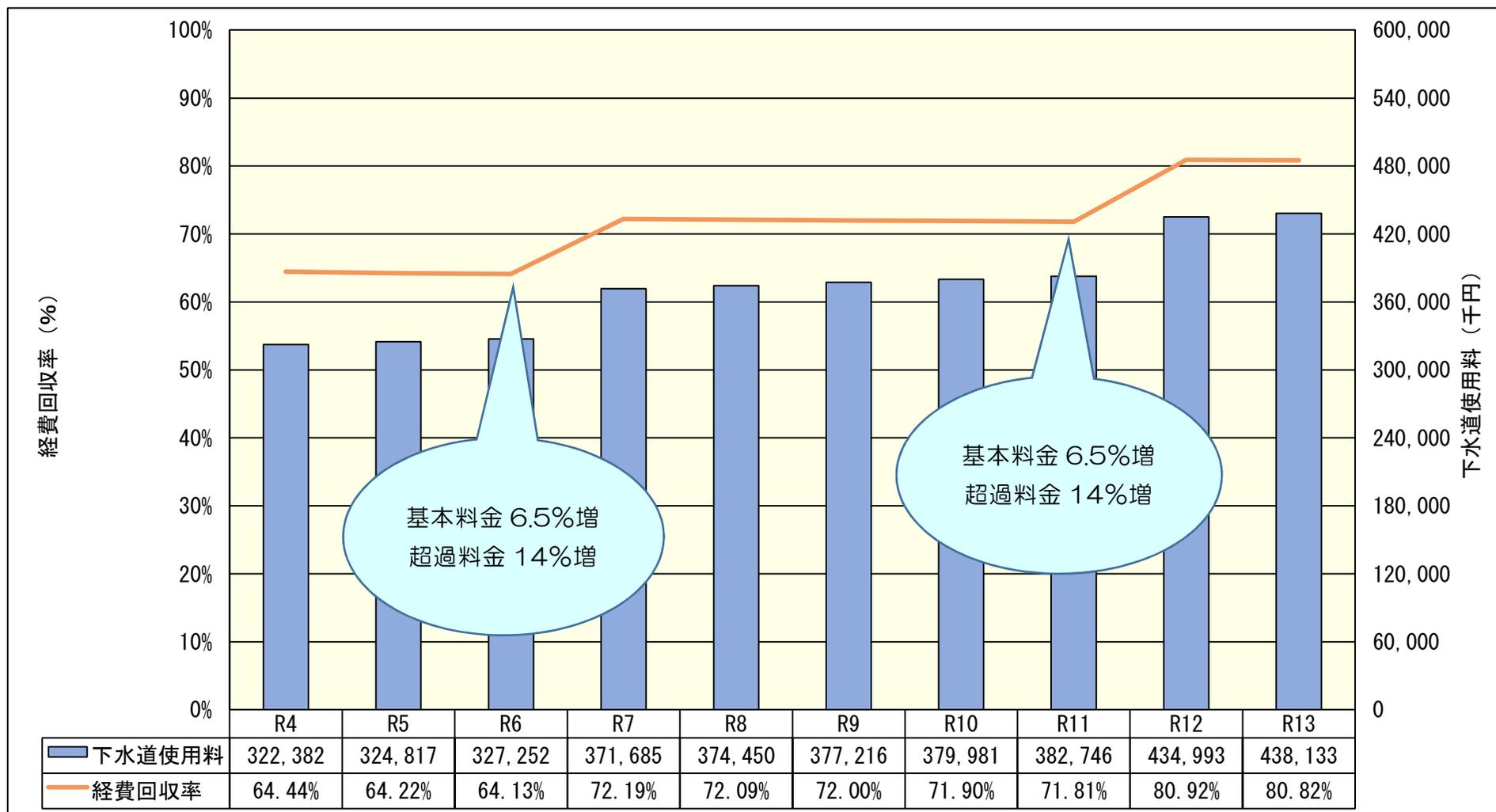


図6.12(3) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑤）

推計パターン⑥

●経費回収率（100%）

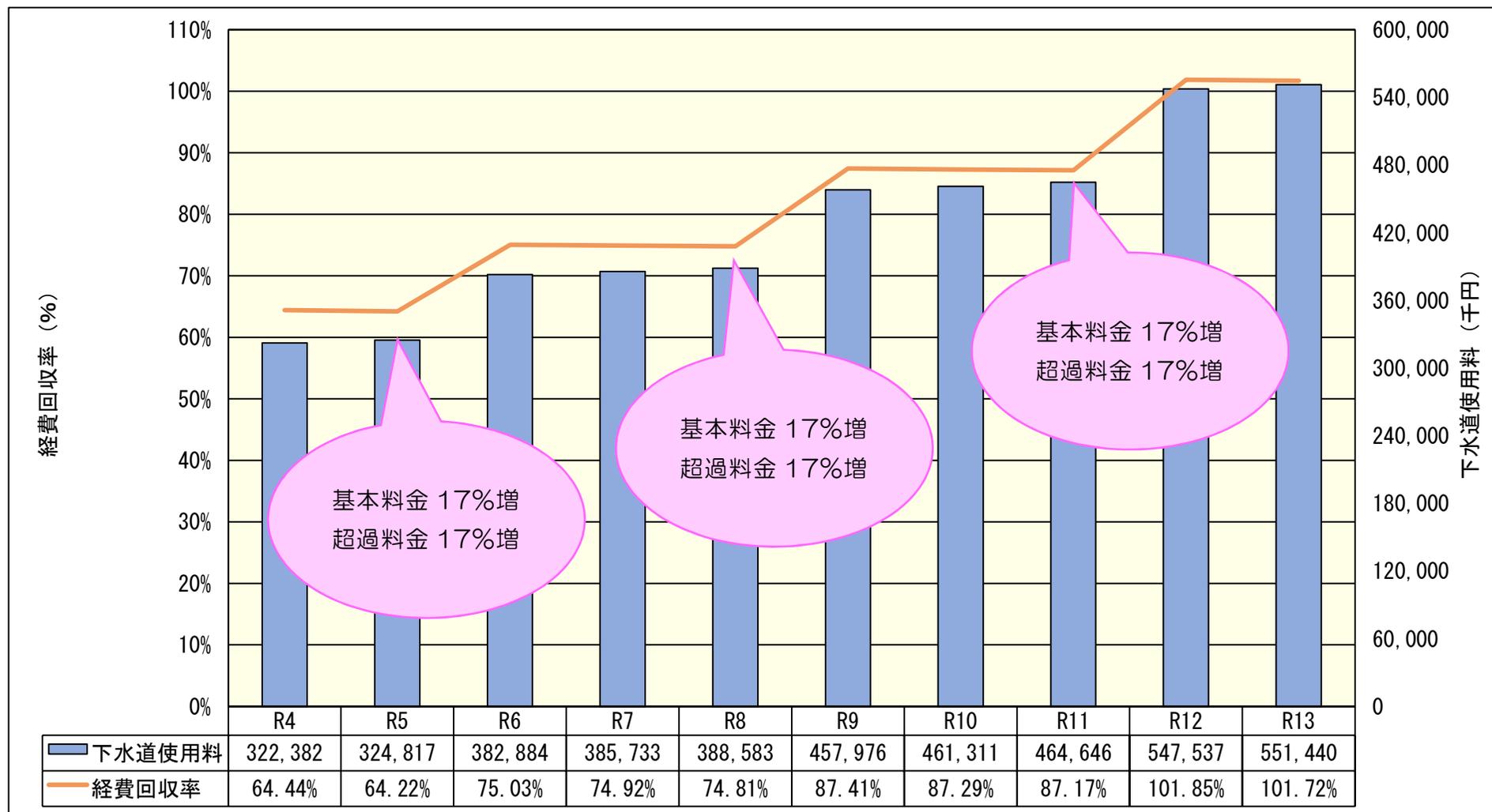


図6.13(1) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑥）

●経費回収率（90%）

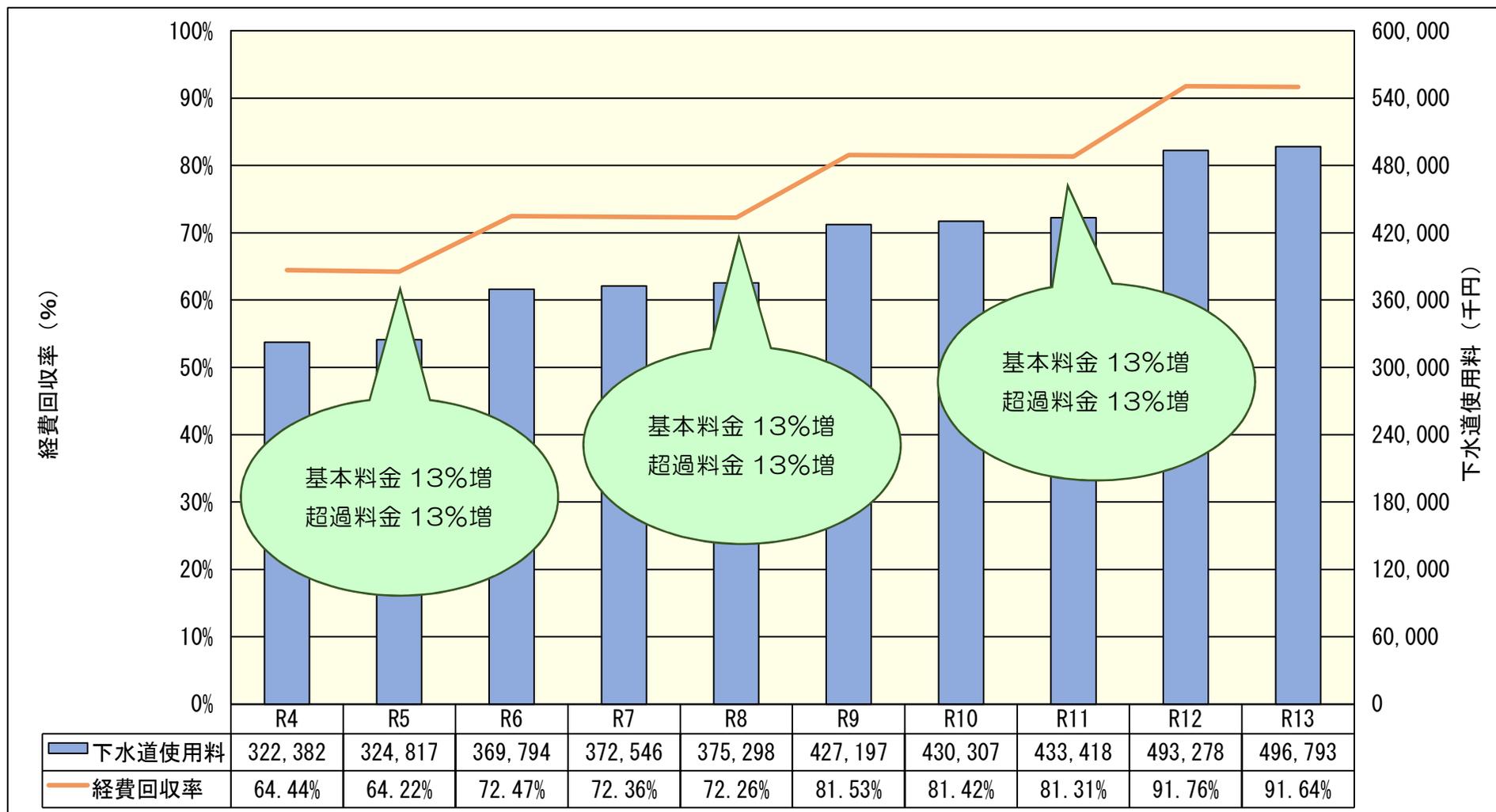


図6.13(2) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑥）

●経費回収率（80%）

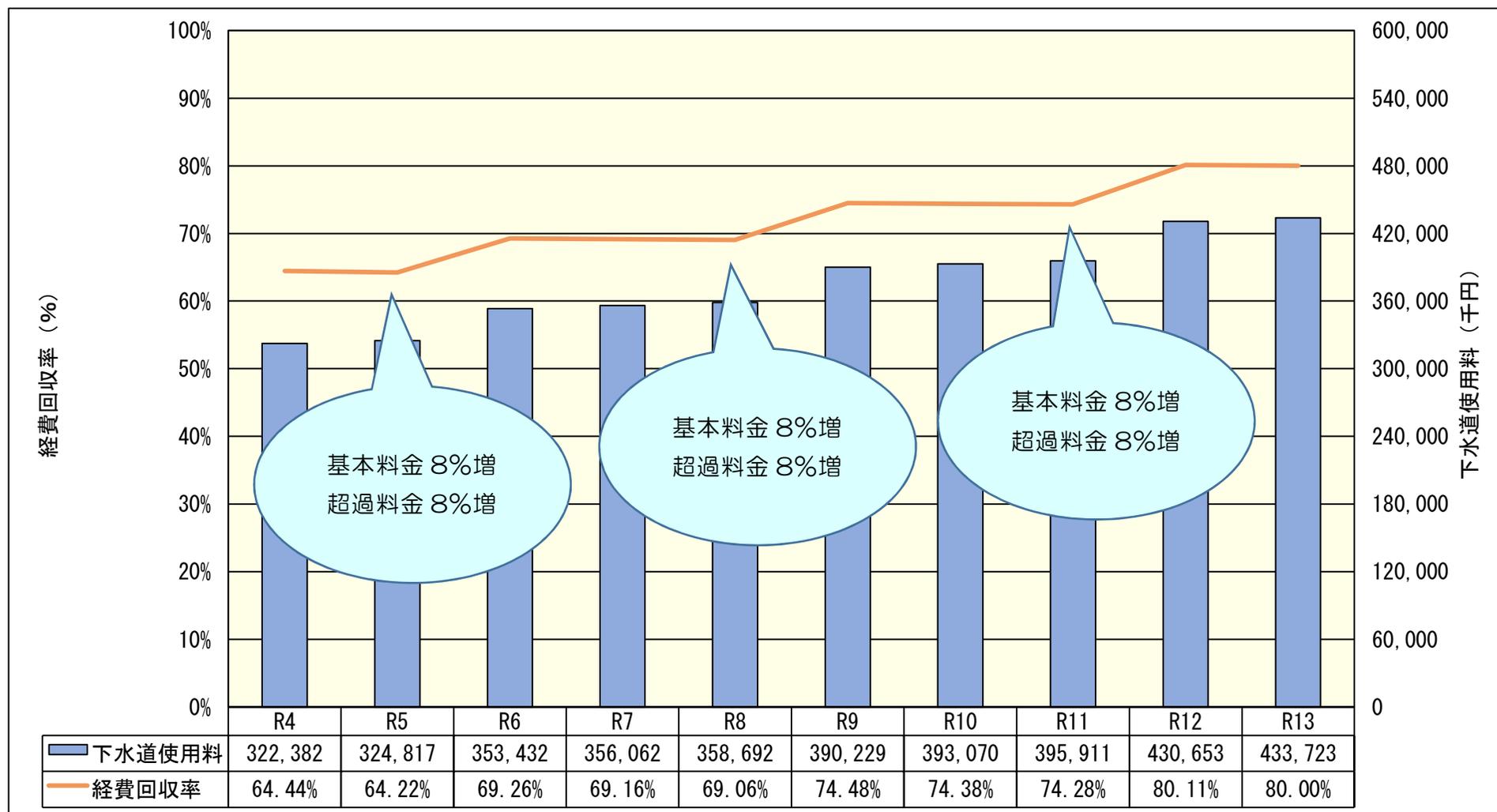


図6.13(3) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑥）

推計パターン⑦

●経費回収率（100%）

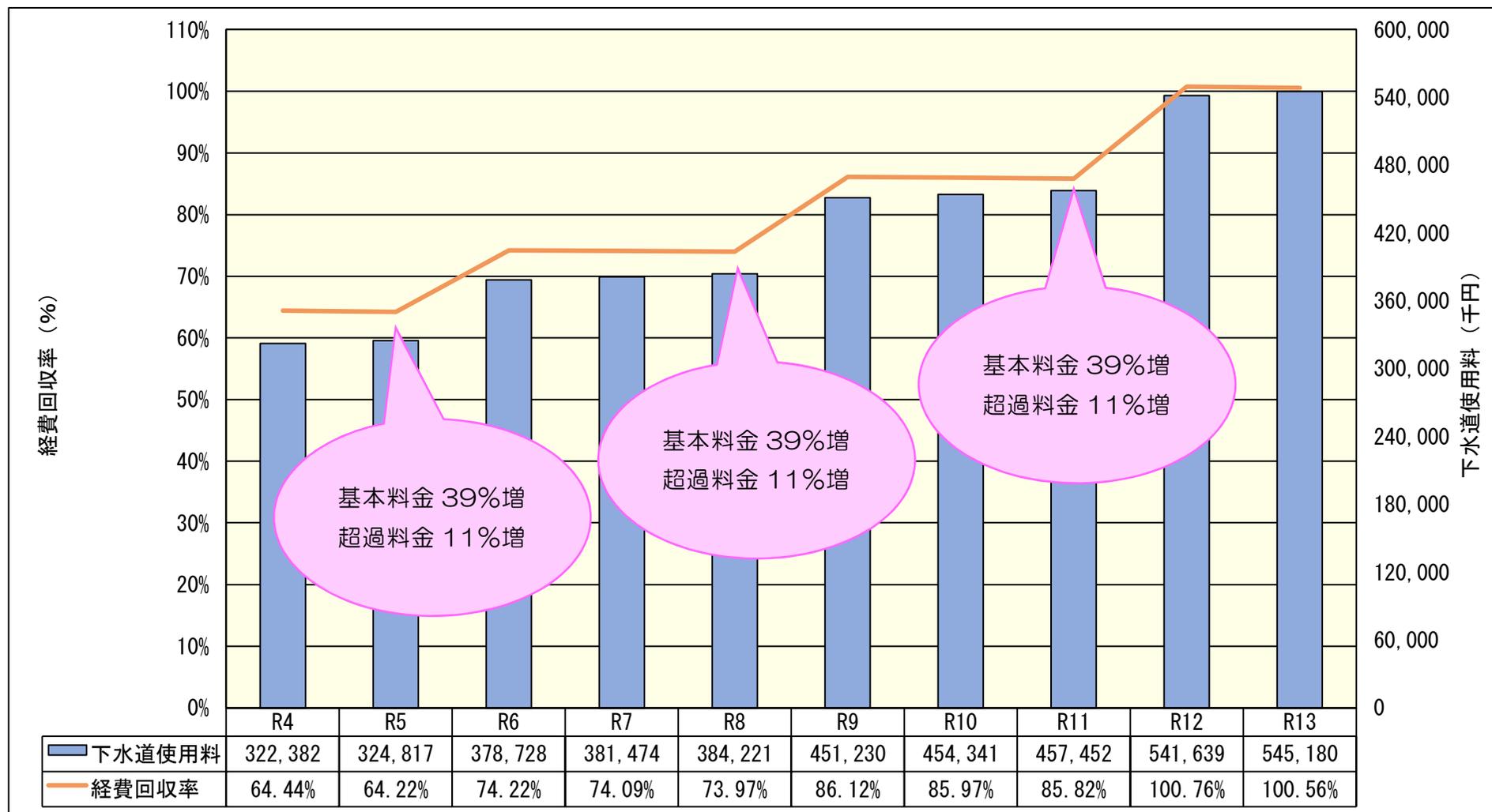


図6.14(1) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑦）

●経費回収率（90%）

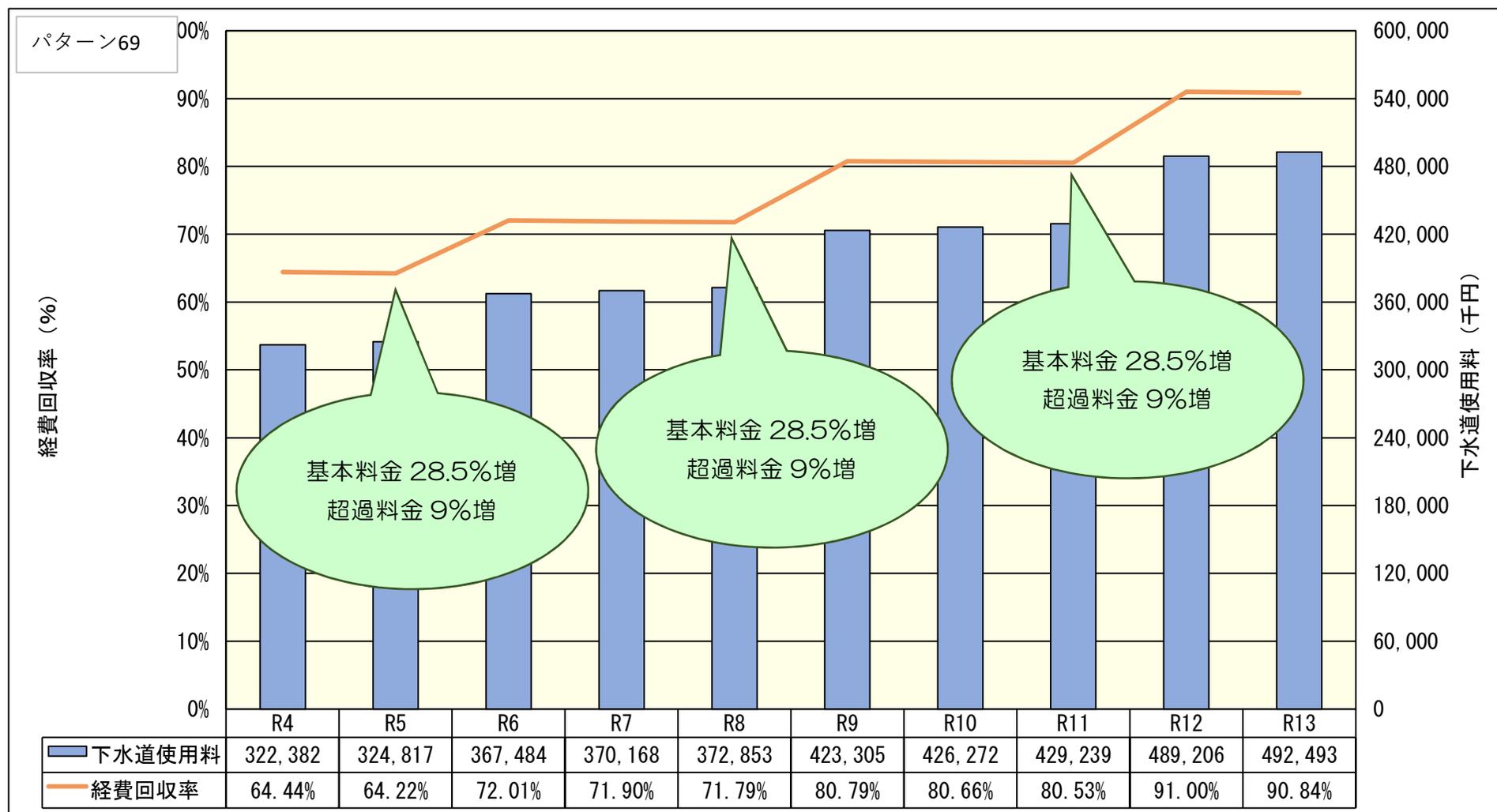


図6.14(2) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑦）

●経費回収率（80%）

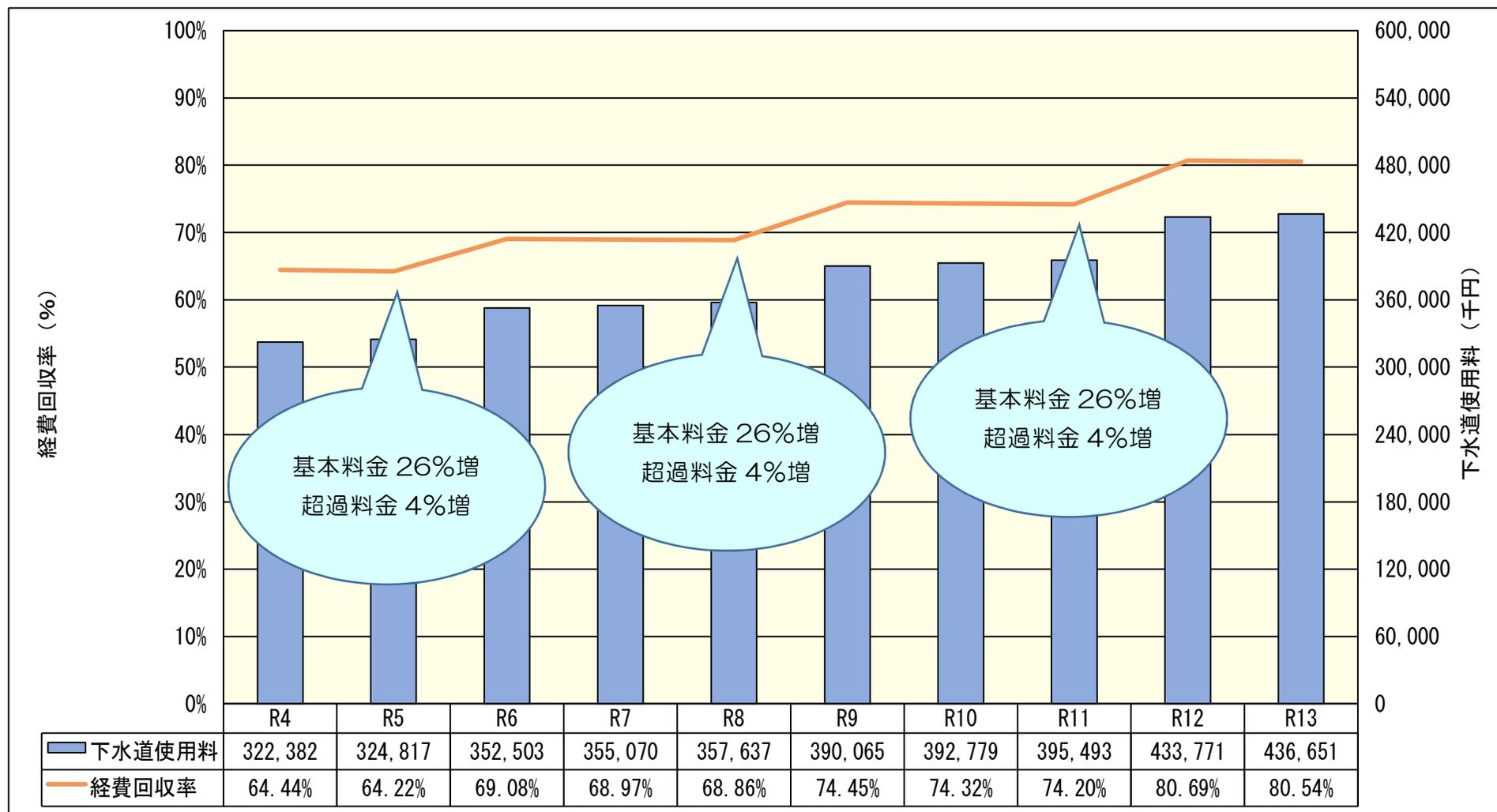


図6.14(3) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑦）

推計パターン⑧

●経費回収率（100%）

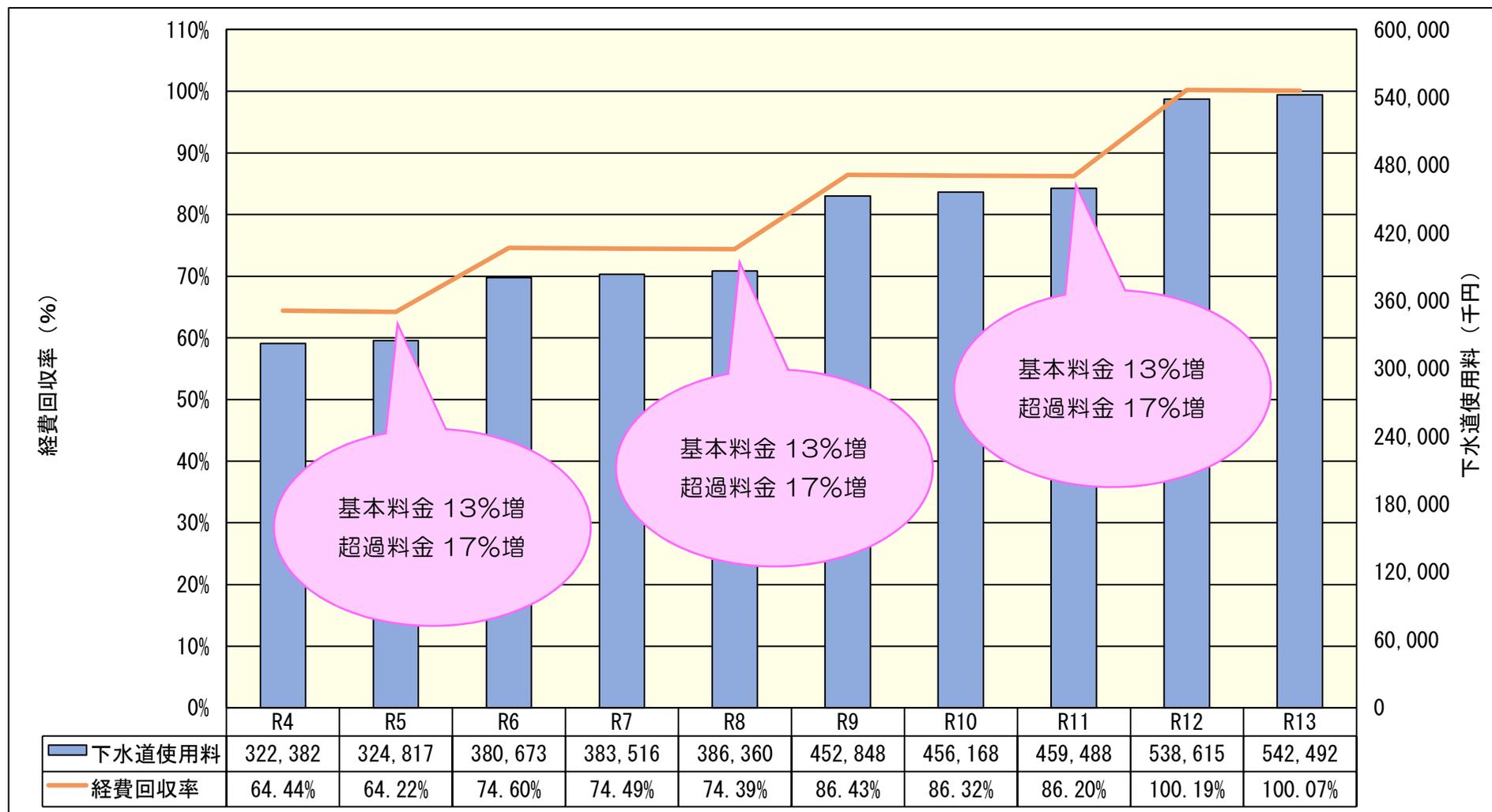


図6.15(1) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑧）

●経費回収率（90%）

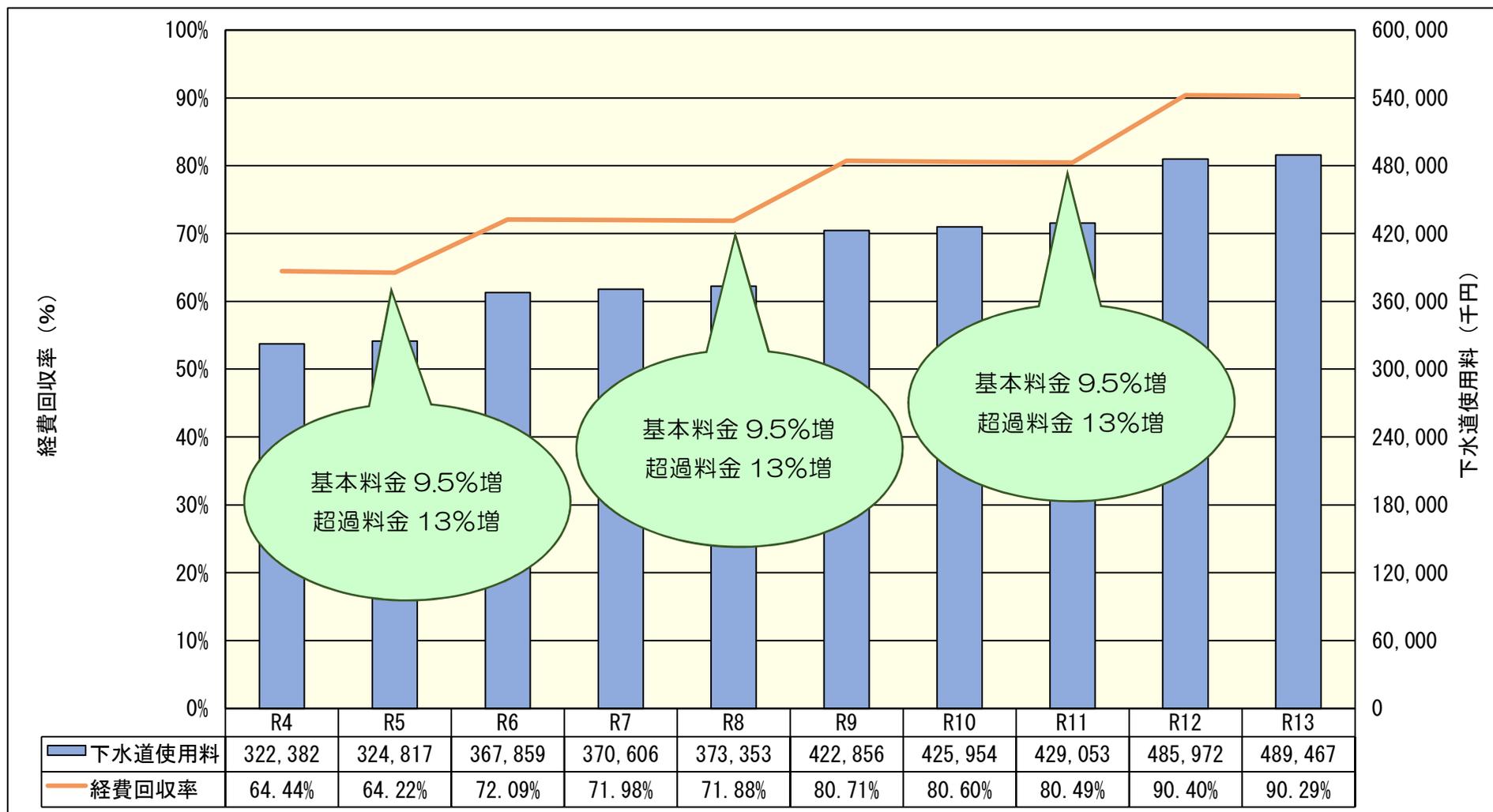


図6.15(2) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑧）

●経費回収率（80%）

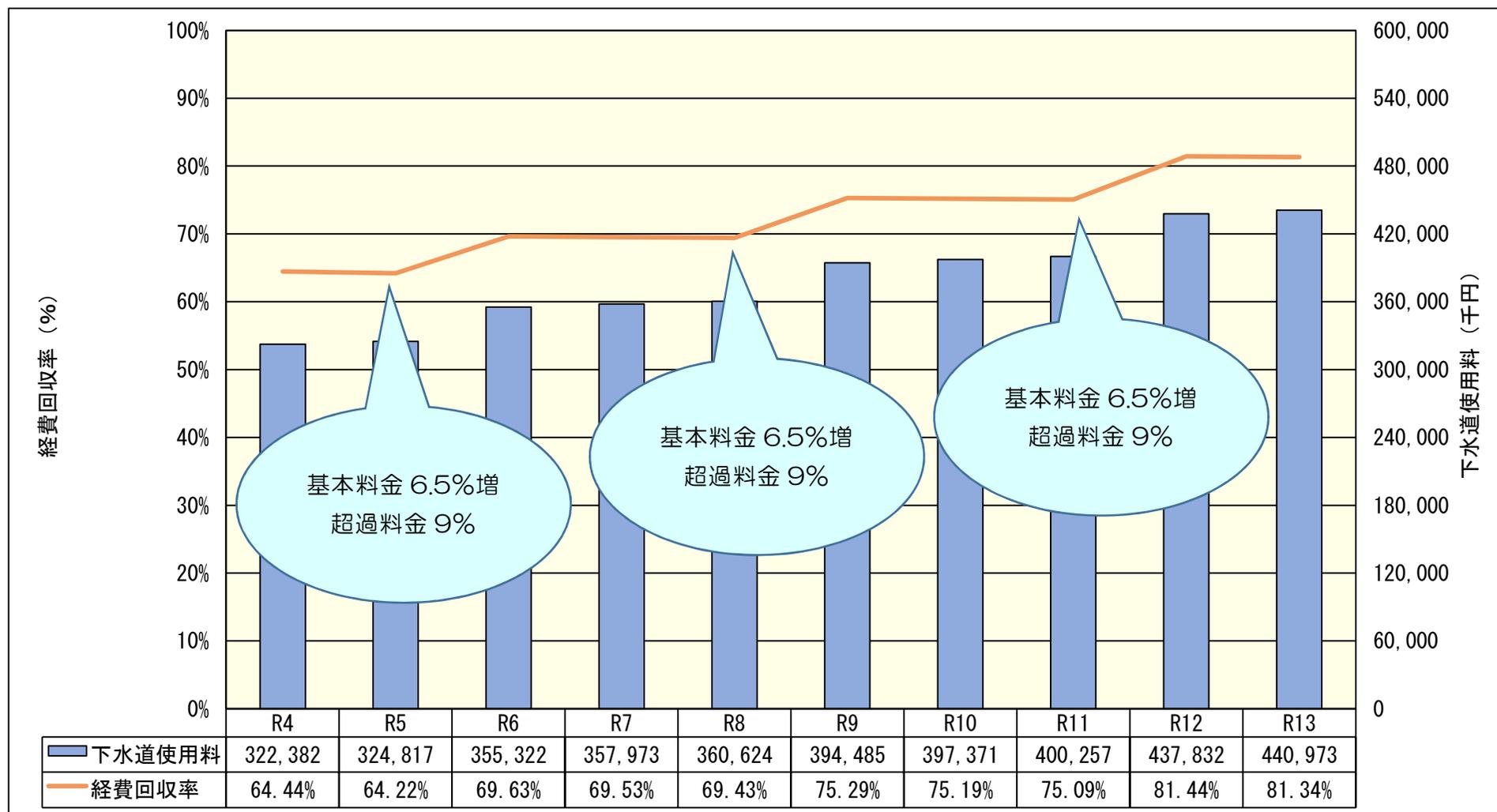


図6.15(3) 下水道使用料及び経費回収率の推移（推計パターン⑧）

5) 下水道使用料収入（精進特環）

精進特環は、下水道使用料は今後一定であると予測しており、その場合には経費回収率は地方債償還金の減少に伴い上昇していくと予想されます。

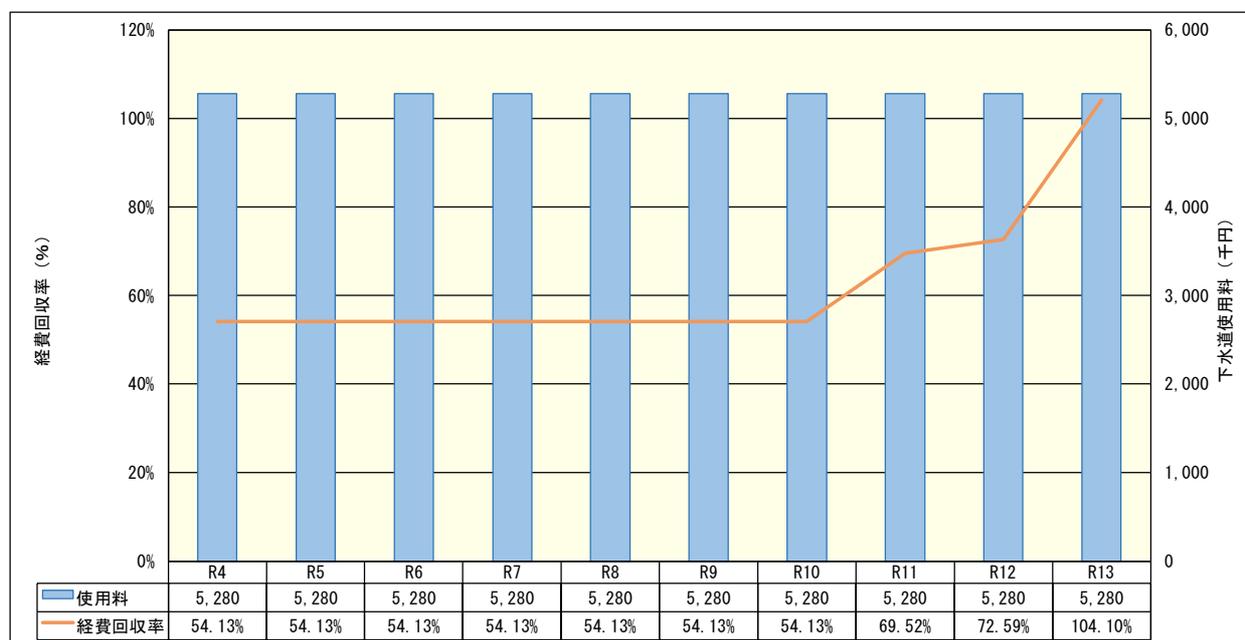


図6.16 下水道使用料及び経費回収率の推移

6) 下水道使用料収入のまとめ

富士河口湖町の下水道経営は、令和元年度において公共下水道は経費回収率が66.38%となっており、健全な状況ではありません。下水道事業が健全な財政運営を行うためには、下水道使用料を適正な水準に設定し、汚水処理にかかる経費を下水道使用料で回収していくことが基本的な考え方となります。しかし、下水道使用料の引き上げは住民負担の増加につながることから、下水道使用料をどの水準に設定するかを、下水道事業の経営状況や住民の負担割合を考慮しながら、慎重に判断していく必要があります。

本経営戦略では、急激な使用料の増加は住民負担の増加に繋がっていくと考えられることから、段階ごとに使用料の引き上げを実施し、基本料金及び超過料金を一律で引き上げる推計パターン⑥を採用します。なお、経費回収率の目標値については、今後も適宜使用料改定を行い経費回収率の向上に努めていく事から90%を目標値とします。

なお、精進特環については令和元年度の経費回収率は67.91%となっており低い水準となっていますが、これは浄化センターの更新工事を行ったためであり、今後の経費回収率は徐々に上がっていく見通しであることや、現状で使用料が県内の市町村と比較しても高い値であることから、現状の使用料体系を維持していく予定です。

第7章 投資・財政計画

7-1. 公共の投資・財政計画

(単位:千円、%)

区分	年度	年度												
		令和3年度 (決算) (見込)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算) (見込)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収入	1 総収入	561,445	517,549	505,084	475,326	452,831	433,819	419,982	405,372	398,396	377,270	364,029		
	(1) 営業収入	287,244	323,276	325,717	328,159	330,601	333,044	335,486	337,929	340,372	342,815	345,258		
	イ 料収入	286,450	322,382	324,817	327,252	329,687	332,123	334,559	336,995	339,431	341,867	344,304		
	ウ その他	794	894	900	907	914	921	927	934	941	948	954		
	(2) 営業外収入	274,201	194,273	179,367	147,167	122,230	100,775	84,496	67,443	58,024	34,455	18,771		
収益的支出	1 総費用	363,388	320,730	324,641	313,524	309,297	305,532	302,098	298,902	295,857	292,950	290,323		
	(1) 営業費用	273,649	252,491	262,451	256,391	256,391	256,391	256,391	256,391	256,391	256,391	256,391		
	ア 職員給与	10,157	10,157	10,157	10,157	10,157	10,157	10,157	10,157	10,157	10,157	10,157		
	イ その他	263,492	242,334	252,294	246,234	246,234	246,234	246,234	246,234	246,234	246,234	246,234		
	(2) 営業外費用	89,739	68,239	62,190	57,133	52,906	49,141	45,707	39,466	42,511	39,466	36,559		
資本的収入	1 資本的収入	372,395	371,549	380,229	383,085	367,888	370,222	372,400	374,138	376,103	377,330	378,932		
	(1) 地方債	189,600	165,685	168,810	168,810	160,710	160,710	160,710	160,710	160,710	160,710	160,710		
	(2) 他会計補助金	55,800	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000		
	(3) 他会計借入金	147,112	200,863	202,418	205,274	206,977	209,511	211,689	213,427	215,392	216,619	218,221		
	(4) 固定資産売却代金	34,880	5,000	9,000	9,000	0	0	0	0	0	0	0		
資本的支出	1 資本的支出	636,032	520,981	513,235	497,450	463,785	451,071	442,848	433,171	431,205	414,213	405,201		
	(1) 建設費	201,840	99,158	106,658	106,658	88,658	88,658	88,658	88,658	88,658	88,658	88,658		
	(2) 地方債償還金	434,192	421,823	406,577	390,792	375,127	362,413	354,190	344,513	342,547	325,555	316,543		
	(3) 他会計長期借入金返還金													
	(4) 他会計への繰入金													
3 収支差引	(F)-(G)	△263,637	△149,432	△133,006	△114,365	△96,097	△80,850	△70,448	△59,033	△55,102	△36,883	△26,270		

7-2. 精進特選の投資・財政計画

(単位:千円, %)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
		(決算)	(見込)											
収益的収入	1 総収入	17,764	17,804	17,620	17,623	17,536	17,215	16,455	13,504	11,960	7,479	7,250	5,677	
	(1) 営業収益	5,285	5,406	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	
	ア 料金収入	5,280	5,405	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280	
	イ 受託工事収益													
	ウ その他	5	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	(2) 営業外収入	12,479	12,398	12,335	12,338	12,251	11,930	6,675	8,219	8,219	6,675	2,194	1,965	392
	ア 他会計繰入金	12,479	12,398	12,335	12,338	12,251	11,930	6,675	8,219	8,219	6,675	2,194	1,965	392
	イ その他													
	2 総費用	7,358	7,280	6,787	6,493	6,195	5,897	5,608	5,353	5,167	5,036	4,937	4,937	4,946
	(1) 営業費用	4,937	5,141	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937
ア 職員給与														
イ その他	4,937	5,141	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	4,937	
(2) 営業外費用	2,421	2,139	1,850	1,556	1,258	960	671	416	230	230	99	48	9	
ア 支払利息	2,421	2,139	1,850	1,556	1,258	960	671	416	230	230	99	48	9	
イ その他														
3 収支差引(A)-(D)	10,406	10,524	10,833	11,130	11,341	11,318	10,847	10,847	8,151	6,793	2,443	2,265	731	
1 資本的収入	4,989	4,957	4,932	4,932	4,898	4,770	4,466	4,466	3,286	2,669	877	785	157	
(1) 地方債														
ウ ち 資本費平準化債														
(2) 他会計補助金	4,989	4,957	4,932	4,932	4,898	4,770	4,466	4,466	3,286	2,669	877	785	157	
(3) 他会計借入金														
(4) 固定資産売却代金														
(5) 国(都道府県)補助金														
(6) 工事負担金														
(7) その他														
2 資本的支出	15,306	15,480	15,768	16,060	16,240	16,089	16,089	15,313	11,436	9,461	3,319	3,049	887	
(1) 建設費	407	298	298	297	298	298	298	298	298	297	297	297	298	
ウ ち 職員給与														
(2) 地方債償還金	14,899	15,182	15,470	15,763	15,942	15,791	15,791	15,015	11,138	9,164	3,022	2,752	589	
(3) 他会計長期借入金返還金														
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引(F)-(G)	△ 10,317	△ 10,523	△ 10,836	△ 11,128	△ 11,342	△ 11,319	△ 10,847	△ 10,847	△ 8,150	△ 6,792	△ 2,442	△ 2,264	△ 730	

(単位:千円, %)

区分	年度	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収支再差引	(J)	89	△ 3	△ 1	2	△ 1	△ 1	△ 1	1	1	1	1	1
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	499											
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(N)	588	△ 3	△ 1	2	△ 1	△ 1	△ 1	1	1	1	1	1
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(P)												
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	(R)												
	(S)												
収益的収支比率	(T)												
	(U)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(V)												
営業収益 - 受託工事収益	(W)	5,285	5,406	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285	5,285
地方財政法による 資金不足の比率	(X)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(Y)												
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(Z)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(AA)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	(AB)												
他会計借入金残高	(AC)	205,168	189,987	174,517	158,754	142,812	127,021	112,007	100,868	91,704	88,682	85,930	85,341
地方債借入金残高	(AD)												
他会計繰入金	(AE)												

〇他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支分		12,479	12,398	12,335	12,338	12,251	11,930	11,170	8,219	6,675	2,194	1,965	392
うち基準内繰入金		12,122	12,044	11,983	11,985	11,901	11,589	10,851	7,984	6,484	2,131	1,908	381
うち基準外繰入金		357	355	353	353	350	341	320	235	191	63	56	11
資本的収支分		4,989	4,957	4,932	4,932	4,898	4,770	4,466	3,286	2,669	877	785	157
うち基準内繰入金		164	167	170	174	175	174	165	123	101	33	30	6
うち基準外繰入金		4,825	4,790	4,761	4,759	4,722	4,596	4,300	3,163	2,568	844	755	150
合計		17,468	17,355	17,267	17,270	17,149	16,700	15,636	11,505	9,344	3,071	2,750	549

第8章 経営戦略の進捗管理

8-1. モニタリングとローリング

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証（モニタリング）を行いながら、計画期間の中間時である5年経過時に見直し（ローリング）を行うとともに、この経営戦略と過去5年間の実績との乖離が著しい場合、計画の前提となる経営・財政の条件が大幅に変更となった場合に適宜見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。

8-2. PDCA サイクル

見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、計画の修正点・改善点を反映させて実行するPDCA（「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－改善（Act）」）のサイクルを活用します。



図8.1 PDCA サイクルの概念